資料　１

北海道人権施策推進懇談会開催要領

１　目的

本道における人権施策の推進については、平成 15 年３月に策定（令和３年７月改定）した「北海道人権施策推進基本方針（以下「方針」という。）」に基づき、人権が尊重される地域社会づくりを進めているが、前回の改定から５年が経過することから、国の動向や社会環境の変化など、専門的な見地から広く意見を求めるため、有識者で構成する北海道人権施策推進懇談会（以下「懇談会」という。）を開催し、見直しについて検討する。

２　議題

懇談会の議題は、次のとおりとする。

（１）　北海道人権施策推進基本方針の改正について

（２）　その他（１）に関連する人権施策推進に関する事項

３　構成

懇談会は、次の者をもって構成する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　人権問題に見識を有する者

４　運営

（１）　懇談会は、必要に応じて環境生活部長が招集する。

（２）　必要に応じて懇談会に座長を置き、環境生活部長が指名する。

（３）　環境生活部長が特に必要と認めるときは、構成員以外の者に懇談会の出席を求め、その意見を聞くことができる。

５　その他

（１）　懇談会の事務局は、環境生活部くらし安全局道民生活課において行う。

（２）　懇談会は公開で開催する。

（３）　この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が定める。

附則　　この要領は、令和７年４月１５日から施行する。

別紙

人権施策の推進について幅広い視点で意見を聴取するため、人権問題に精通する有識者で組織する。

区分	構成員	備考
学識経験を有する者	大学教授	人権問題に関する研究者
	小学校長	学校現場における人権問題に精通している者
	弁護士	家庭など一般の人権問題や法律に精通している者
人権問題に見識を有する者	人権擁護委員	人権擁護に関する取組や制度に精通している者
	社会保険労務士	職場における人権侵害や労働関係制度に精通している者
	マスコミ関係者	地域社会における人権問題に精通している者
	性的マイノリティ当事者支援者	性的マイノリティの人権問題や当事者支援に精通している者

資料　２

北海道人権施策推進基本方針の見直しについて

１　北海道人権施策推進基本方針について

・　本道の実情に即した人権教育・人権啓発に関する施策を推進するため、H15(2003)年３月に北海道人権施策推進基本方針（以下「基本方針」という。）を策定

・　R3(2021)年７月に改定（第二次）、道民の意見を聞きながら、人権を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、５年を目安に必要な見直しを実施

(1)　根拠

・　人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 第５条

> 第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ※、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
>
> ※ 国の計画：人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）（R7(2025)年６月改定）

(2)　性格

・　道の人権施策に関連する諸計画が準拠すべき基本指針として、道政における人権施策の基本的な考え方を示したもの

・　各部局は、基本方針に準拠し策定している個別計画に基づき、具体的な施策を実施

(3)　構成【資料３参照】

・　人権施策の基本理念や人権施策の総合的・効果的な推進方策のほか、道が重点的に取り組む人権課題12分野（女性、子ども、高齢者など）について、現状や課題、施策の展開方向などを記載

> 《構成》
> 第１章　基本的な考え方
> 　基本方針策定の趣旨や国際的潮流、道内外の取組、人権施策の基本理念　など
> 第２章　分野別施策の推進
> 　12分野（女性、子ども、高齢者など）の人権課題について、現状や課題、施策の展開方向　など
> 第３章　人権施策の総合的・効果的な推進
> 　あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進　など

(4)　推進体制

・　知事を本部長とする「北海道人権施策推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置し、道政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を推進

２　施策の推進状況【資料４及び資料５参照】

・　道における人権施策は、各部局が基本方針を準拠し策定している個別計画に基づき各種の取組を実施

・　各部局の取組状況については、毎年度、推進本部において、事業の推進状況のほか、基本方針に関連する計画の策定・改廃状況を把握

3　方針の見直しに当たっての視点など【資料 6-3 参照】

毎年度の施策の点検・進捗管理を踏まえ、次のとおり整理

(1)　前回改定から、基本方針に基づき施策を推進してきたが、女性に対する暴力やこどもへの虐待、ネットによる人権侵害、性的マイノリティへの関心の高まりなど、人権を取り巻く状況は複雑・多様化

(2)　ネット上の誹謗中傷などに迅速に対応するための「情報流通プラットフォーム対処法」や「LGBT 理解増進法」など人権に係る法改正の状況や、SNS 利用の普及による誹謗中傷等の人権侵害が、各分野にわたって問題化しているなどの社会情勢変化等を踏まえるとともに、国の基本計画（第二次 R7.6 改定）の見直し内容を勘案

(3)　これまで取組を進めてきた現行の 12 分野については、依然として偏見や差別などの人権侵害が存在している状況であることから、こうした課題への対応が必要

(4)　人権に係る今日的な課題や分野別の個別計画等を踏まえ、現状を確認の上、取り組むべき課題や施策の展開方向等を整理

4　見直しの進め方

(1)　北海道人権施策推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）で検討

(2)　幹事会での検討内容について北海道人権施策推進懇談会から意見聴取

(3)　道民意識調査の結果反映

(4)　パブリックコメントの募集

(5)　市町村意見の照会

5　スケジュール

令和 7 年 7 月	第 1 回懇談会（今回） ※　改正方針決定までに 5 回程度開催（8 月、9 月、11 月、1 月）
9 月	改正骨子案の議会報告
11 月	改正素案の議会報告 パブリックコメント募集・市町村意見照会
令和 8 年 2 月	改正案の議会報告
3 月	改正方針決定（北海道人権施策推進本部会議（知事決定））

【参 考】

◇　国計画の見直しの主なポイント

・　人権侵害を受けやすい人々を 15 分野にグループ化して施策を推進する手法は維持

・　インターネット上の人権侵害については、個別の人権課題のいずれにも密接かつ横断的に関連する人権課題として位置づけを整理し新規項目立て

◇　国計画の見直し内容と道基本方針（現行）との関係

国計画（R7.6 改定）	見直しの内容※	道基本方針（現行）
(1)課題横断的な人権課題に対する取組（インターネット上の人権侵害）	位置づけ整理新規項目立て	11　インターネットによる人権侵害
(2)各人権課題に対する取組		分野別施策の推進
ア 女性	―	1　女性
イ こども	―	2　子ども
ウ 高齢者	―	3　高齢者
エ 障害者	―	4　障がいのある人
オ 部落差別（同和問題）	―	12　その他
カ アイヌの人々	―	5　アイヌの人々
キ 外国人	―	6　外国人
ク 本邦外出身者に対する不当な差別的言動	新規項目立て	
ケ 感染症の患者等	―	7　HIV・ハンセン病等の感染者等
コ ハンセン病患者・元患者及びその家族	独立項目として整理	
サ 刑を終えて出所した人及びその家族	―	9　犯罪をした人等
シ 犯罪被害者及びその家族	―	8　犯罪被害者等
ス 北朝鮮当局によって拉致された被害者等	―	12　その他
セ 性的マイノリティの人々	新規項目立て	10　性的ﾏｲﾉﾘﾃｨ
ソ その他	―	12　その他

※　「―」は継続

資料　３

北海道人権施策推進基本方針の概要

第１章　基本的な考え方

１　基本方針策定の背景

（１）基本方針策定の趣旨

・ 平成 12 年（2000 年）12 月 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
・ 平成 15 年（2003 年） 3 月 「北海道人権施策推進基本方針」策定
・ 令和　3 年（2021 年） 7 月 「北海道人権施策推進基本方針」改定
　国際社会や国の取組により、それぞれの分野における法制度や施策には大きな進展が見られるが、依然として様々な分野において人権侵害が問題となっていることや、インターネットによる人権侵害など人権を取り巻く状況は大きく変化していることを踏まえ、改定

（２）国際的な潮流

・ 昭和 23 年（1948 年） 「世界人権宣言」採択（第 3 回国連総会）
　以降、宣言の精神を実現するため「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」など人権保障条約が採択
・ 平成　5 年（1993 年） 「世界人権会議」開催
　国連が今後進める課題として、女性、子どもなど社会的弱者に対する人権対策の強化などを合意
・ 平成　7 年（1995 年） 「人権教育のための国連 10 年」行動計画を提起
・ 平成 17 年（2005 年） 「人権教育のための世界計画」人権教育プログラムの実施を促進
・ 平成 27 年（2015 年） 「持続可能な開発目標（SDGs）」採択
　「ジェンダー平等を実現しよう」、「人や国の不平等をなくそう」といった、人権に関わる目標も設定

（３）国内における取組

基本的人権の尊重を理念とする日本国憲法の下、人権に係る法律や諸規定の整備、人権擁護関連の施策を推進

また、「国際人権規約」をはじめとする関連条約を批准し、国際社会が協力して進めるべき課題として各般の施策に取り組んでいるところ。

（４）北海道における取組

上記（1）に記載の基本方針による取組のほか、平成 16 年（2004 年）に知事を本部長とする「北海道人権施策推進本部」を設置し、施策を総合的かつ効果的に推進

また、国内の取組などを踏まえ個別分野における計画を策定し、人権施策を推進

２　人権施策の基本理念

女性等に対する暴力や虐待、アイヌの人たち等様々な分野における人権侵害の発生や新たな人権問題などの課題を解決し、道民一人一人が互いの個性や人格、多様性を尊重しながら、助け合い、支え合って暮らしていくことができる地域社会を実現するため、次の３つの視点に基づき、人権に関わる取組を総合的に推進

① 人権を基本に据えた道政の推進
② 道の施策への反映と市町村等との連携
③ あらゆる場における人権教育・啓発の推進

3 基本方針の性格

今後の道政における人権施策の基本的な考え方を示し、人権施策の効果的かつ効率的な実現を図るとともに、様々な主体の参画と協働の下に、人権施策の推進を図るためのもの。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第５条に基づき、本道の今後の人権施策の基本的な方向を明らかにし、地方公共団体の責務を表すものであるとともに、ＳＤＧｓの趣旨に対応するもの。今後、基本方針の趣旨を市町村に周知し、各種施策の取組を期待

第２章 分野別施策の推進

1 女性

(1)男女平等参画の広報・啓発活動の充実

- 「働き方改革」推進などの男女平等参画の理念等に関するわかりやすい広報・啓発

(2)男女平等の視点に立った教育・啓発の推進

- 固定的な性別役割分担意識にとらわれない個の尊重と男女平等意識の醸成
- 児童生徒の発達段階に応じた個人の尊厳と男女平等に関する教育
- 社会教育関係者に対する研修等による人権尊重意識の高揚

(3)男女が共に活躍できる環境づくり

- 女性の活躍を応援する官民連携ネットワークの構築による気運の醸成
- 地方自治体の政策や企業等の経営における方針決定の場への女性参画
- 長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など「働き方改革」の推進
- ワーク・ライフ・バランスのための職場環境の整備、地域における育児等の支援体制の充実

(4)男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

- DV等の被害の防止や被害者支援、相談体制の充実

2 子ども

(1)子育てしやすい環境づくりの推進

- 不安や悩み等に対する相談指導等を行う地域子育て支援拠点の活用を広めるための周知
- 地域の子育て支援活動の展開などによる子育てしやすい環境づくり
- 子育てと仕事を両立しやすい雇用環境の整備など子育ての負担軽減に向けた取組

(2)子どもの権利を尊重する教育や啓発の推進

- 人権教育を推進するための研修の実施など、人権に配慮し個性を尊重する教育の充実
- いじめや不登校の防止や早期発見、学校における相談体制の充実などの体制強化
- 児童生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する主体的な活動

(3)児童虐待防止対策の充実

- 児童に対する相談窓口等の周知、一般道民等への啓発活動や市町村ネットワークの構築
- 要保護児童対策地域協議会への参画、関係者向けの研修など地域における見守り等の充実
- 児童福祉に精通した人材の確保・育成など児童相談所の機能強化

（4）健全育成のための環境づくりの推進

- 有害な社会環境の浄化を図る啓発活動や子どもの非行防止・立ち直りの支援体制の整備
- 情報化社会進展に伴う各種情報の誤った活用によるトラブルを未然に防止するための情報モラル教育

（5）子どもの犯罪被害防止

- 「子どもの安全を見守る運動」の推進など地域社会全体での子どもの安全・安心の確保
- 児童買春や児童ポルノ等の犯罪を未然に防止するための教育、啓発

（6）社会的養育を必要とする子どもへの支援の拡充

- 児童養護施設等における意見聴取等の機会の確保による、児童相談所が対応した子どもの権利の擁護

（7）子どもの貧困対策

- 「相談支援」、「教育の支援」の取組など総合的な子どもの貧困対策
- ひとり親世帯の自立を促進するための就労支援や相談体制の充実

3　高齢者

（1）高齢者の人権を尊重する啓発、相談体制の充実

- 高齢者が敬愛され、生涯現役で生きがいを持って生活できる長寿社会の啓発
- 高齢者に対する尊敬、感謝の心を育む教育・啓発、介護・福祉体験や高齢者との交流
- 介護サービスに関する苦情などを身近な地域において相談できる体制の充実

（2）高齢者の権利擁護

- 高齢者の尊厳についての理解促進、相談機能の強化などを通じた高齢者虐待の防止
- 認知症高齢者の自立支援、成年後見制度の活用促進など高齢者の権利擁護
- 悪質商法や特殊詐欺に関する情報提供や相談対応などによる消費者被害等の防止

（3）アクティブシニアの活躍支援

- 就業支援や再就職に向けた職業能力の開発などによる高齢者雇用に係る機運の醸成
- 生涯学習や文化・スポーツ活動の推進、バリアフリーの推進を通じた社会参加の促進

（4）高齢者の生活支援サービスの充実

- 高齢者が地域で自立した生活をしていくための在宅医療の充実、介護との連携強化
- 高齢者の自立支援と重度化防止に向けた個別支援やサービス提供体制の整備
- 虐待や孤立死など、複雑化・深刻化する地域福祉の諸課題への分野横断的な対応

（5）介護サービスの充実

- 在宅生活を支える介護サービス提供の基盤づくり、人材の確保や現場の業務改善
- ケアマネジャーに対する支援、職員研修の実施などによる介護サービスの質の確保・向上

（6）認知症高齢者施策の推進

- 早期発見等の医療対策や正しい知識の普及、認知症ケアの質の向上など本人・家族への支援体制の構築

4　障がいのある人

（1）差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 差別的取扱い禁止や合理的配慮の提供などに関する普及啓発
- 虐待の予防や擁護者に対する支援、相談体制の充実などによる権利の擁護
- 成年後見制度の利用促進に向けた市町村に対する支援

（2）ノーマライゼーション理念の普及と教育・交流機会の拡大

・ 障がいのある人の活動機会の増加、意思疎通手段の確保などの環境整備
・ 障がいのある子どもとない子どもが共に育つ環境の整備や福祉に関する学習機会の充実

（3）雇用・就業対策の推進

・ 障がいのある人の意欲や特性に応じた就労機会の拡大や職場定着の促進

（4）生活支援の推進

・ 身近な地域で日常生活を営む体制の整備、障がい福祉・医療を支える人材の養成・確保
・ 保健サービス等の提供体制の充実、障がいの原因となる疾病予防など
・ 精神障がいのある人の地域生活への移行と定着の促進
・ 難病の特性に応じた福祉サービスの提供などによる精神的負担の軽減

（5）特別支援教育の充実

・ 特別な支援を必要とする子どもの教育ニーズに応じた指導や支援の充実

（6）福祉のまちづくりの推進

・ 公共的施設等のバリアフリー化や「心のバリアフリー」の推進による福祉環境の整備

5 アイヌの人たち

（1）アイヌ文化の振興とアイヌの人たちに対する理解の促進

・ 国と連携したアイヌ文化の伝承者等の養成促進やウポポイ等の活用によるアイヌの伝統文化の保存、振興
・ 子どもたちが歴史・文化等を正しく理解するための教員等への研修、実践事例の提供
・ 市町村教育委員会が作成する小学校向け副読本の内容の充実に向けた支援

（2）アイヌの人たちの生活の安定と産業の振興

・ アイヌの人たちの自主的な活動の促進と社会的、経済的な地位の向上
・ アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会の実現

6 外国人

（1）国際理解の促進と共生意識の醸成

・ 国際社会に対する認識を深め、異なる価値観を理解し、人権を守り尊重する啓発
・ ヘイトスピーチは許されないという認識を広める啓発

（2）学校における国際理解教育や多文化教育の推進

・ 異なる文化や外国人との触れ合いを深める体験交流機会の拡充
・ 海外の高校生等との意見交換など異なる文化の理解を深める機会の充実
・ 留学経験者による体験講話や留学相談など高校生の海外留学の支援
・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒への適切な指導のための取組の支援

（3）外国人が住みやすい地域づくり

・ 情報の提供、相談体制の強化、日本語学習機会の拡充など生活環境の充実
・ 住民との交流機会の拡大、各種行政施策への外国人の意見・ニーズの反映

（4）外国人が働きやすい就業環境づくり

・ 労働条件や就業環境の適正化に向けた事業者に対する周知・啓発、人材確保の取組支援

7 ＨＩＶ・ハンセン病等の感染者等

（1）教育・啓発活動の推進

・ HIV感染者やハンセン病患者等への差別や偏見を解消するための啓発

・ HIV感染症に関する互いの健康や権利の尊重など総合的な視点からの啓発
・ 新型コロナウイルス感染症等のその他の感染症に関する正しい情報に基づく冷静な思いやりのある行動の啓発

（2）患者等の人権に配慮した相談体制等の整備

・ 患者等のプライバシーの保護を図るための研修や医療機関に対する適切な指導
・ 身近な保健所等におけるHIV感染の匿名検査や相談対応、利用しやすい体制の整備

（3）自立・社会参加への支援

・ HIV感染者／エイズ患者が安心して医療を受けられる体制整備や心理的支援
・ ハンセン病療養所の入所者やその家族が安心して生活できるよう支援

8 犯罪被害者等

（1）犯罪被害者等への支援の推進

・ 損害賠償請求制度や各種経済的支援制度の周知、生活支援策に係る情報提供
・ 精神的・身体的被害に対する保健・医療・福祉サービスの充実

（2）相談・支援体制の充実

・ 犯罪被害者等支援のための相談機能の向上、支援に関する各種情報の周知
・ 性犯罪・性暴力被害者の相談から医療面のケアまでをワンストップで支援する体制の整備

（3）教育・啓発活動の推進

・ 犯罪被害者等への配慮の重要性やいのちの大切さなどの啓発の充実
・ 中高生を対象とした講演会の開催など、犯罪被害者等への配慮や協力意識のかん養

9 犯罪をした人等

（1）犯罪をした人等の社会復帰に向けた支援の促進

・ 犯罪をした人等の就労や住居の確保、円滑な保健医療サービスの利用などの支援

（2）広報・啓発活動の推進

・ 再犯防止施策、民間協力者による再犯防止活動等の認知を高める啓発

10 性的マイノリティ

（1）性の多様性に関する理解の促進

・ 地域社会や職場における人権教育・啓発、当事者が暮らしやすい環境づくりの促進

（2）教育現場における取組の推進

・ 配慮が必要な児童生徒に対する適切な対応・支援のための教職員向け研修等の充実
・ 児童生徒への人権教育の推進、当該児童生徒が安心して学校生活を送るための支援の充実
・ 男女平等参画の推進や教育の場における個人の性的指向、性自認の多様性への適切な配慮

（3）情報提供等の充実

・ 相談窓口などのわかりやすい情報発信、市町村に対する道外自治体の施策等の情報提供

11 インターネットによる人権侵害

（1）人権意識を持ったインターネット利用の啓発活動の推進

・ ルールやマナーを守り、人権を侵害する情報をインターネット上に掲載しないよう啓発

（2）情報モラルに関する教育の充実

・ 児童生徒に対する情報モラル教育の充実、保護者への啓発
・ ネット上のいじめなどから児童生徒を守るための指導や体制の整備
・ 情報の収集・発信における責任や個人情報の取扱いなどについての教職員研修の充実

(3)安全安心なインターネット利用の促進

・ ネット上の人権侵害やトラブルから児童生徒を守る取組の推進
・ 家庭内でのインターネット利用のルールづくりを行う重要性の啓発
・ 相談窓口などの情報発信、人権を侵害する書き込みなどの相談があった場合の適切な対応

12 その他

(1)同和問題
(2)北朝鮮による拉致問題
(3)災害に伴う人権問題
(4)ホームレス
(5)知る権利とプライバシーの保護
(6)良好で快適な環境の恵みの享受

第３章　人権施策の総合的・効果的な推進

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1)家庭

・ 家庭の構成員が人権教育を容易に受けることができる環境づくり
・ 子育てや家事、介護等について、男女が共に協力して当たる意識づくり
・ ひとり親世帯が抱える悩みに寄り添う相談体制の充実

(2)学校

・ 「考え、議論する道徳」の充実、幼少期の段階からの様々な体験学習の機会の充実
・ コミュニティスクールの導入や地域の特色を生かした子どもの活動拠点づくり
・ いじめの未然防止と早期発見・早期対応、児童生徒の情報モラルの向上
・ 教職員の資質や指導力の向上を図る研修の推進や自己研鑽への支援

(3)地域社会

・ 人権教育指導者の人権教育への意欲、指導技術の向上
・ 地域活動のあらゆる場を活用した生涯学習の観点からの各世代に応じた人権教育・啓発

(4)企業等

・ 企業における自主的、計画的な人権教育・啓発に対する支援
・ 事業主として取り組むべき措置の周知やハラスメントに関する啓発など労働環境の向上

(5)特定職業従事者に対する取組

・ 人権に関わりの深い職業に従事する行政職員や教職員・社会教育関係職員、警察職員、消防職員、医療・保健・福祉関係者、マスメディアに対する人権教育・啓発の充実

2 効果的な人権教育・啓発の推進

(1)効果的な啓発手法の開発

・ 年齢層に沿ったテーマや教材の活用、知識にとどまらない実践的な手法の研究・開発
・ オンラインによる講演会の開催など、より参加しやすい啓発活動

(2)人材の育成と活用

・ 人権擁護委員や市町村等との連携による人権教育・啓発の担い手の育成など

（3）情報提供の充実強化

・ SNS等の活用、民間企業との連携など、受け手の意識や感性に訴える啓発
・ マスメディアの有効活用

（4）相談・支援体制の充実

・ 相談窓口の情報提供など活動内容の周知
・ 相談機関相互の連携強化による相談窓口の活用と関係職員や相談員の資質向上
・ SNSを活用した対応など相談しやすい環境づくりや効果的な支援体制の充実
・ 様々な人権問題に関する効果的な情報収集・提供、啓発のあり方の検討

3 推進体制の整備

（1）道の推進体制

・ 知事を本部長とする「北海道人権施策推進本部」による総合的で効果的な人権施策の推進

（2）国、市町村、民間団体等との連携

・ 国、市町村、民間団体等との協力・連携による人権に配慮した取組の積極的な展開
・ 人権問題の解決を目指す民間団体との情報交換などを通じた人権啓発活動の効果的な推進

（3）基本方針・施策の点検と見直し

・ 人権施策について推進状況の定期的な点検
・ 基本方針について5年を目安に必要な見直し

資料　4

北海道人権施策推進基本方針と各部の関連計画との関係

※計画期間の終了年度を「概ね○年間」と記載している計画については、概ねの期間をもって終了年度として表記

	分野	第2章「施策の展開方向」・第3章「施策の方向性」の項目	各部所管関連計画	人権施策基本方針の関連施策	関連計画所管部（主幹課）	参考（計画期間（年度※））
第2章　分野別施策の推進	1　女性	(1) 男女平等参画の広報・啓発活動の充実 (2) 男女平等の視点に立った教育・啓発の推進 (3) 男女が共に活躍できる環境づくり (4) 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	・北海道総合計画 ・北海道SDGs推進ビジョン ・北海道SDGs未来都市計画 ・第３期北海道創生総合戦略 ・第３次北海道男女平等参画基本計画 ・北海道文化振興指針 ・第４期北海道自殺対策行動計画 ・北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画 ・北海道職業能力開発計画（第11次） ・令和７年度北海道地方職業能力開発実施計画 ・第２期北海道雇用・人材対策基本計画 ・第６期北海道農業・農村振興推進計画 ・北海道水産業・漁村振興推進計画（第５期） ・北海道における林業労働力の確保の促進に関する基本計画（第６期） ・北海道教育推進計画 ・第３次北海道生涯学習推進基本構想 ・北海道教育委員会 特定事業主行動計画 ・学校における働き方改革北海道アクション・プラン（第３期）	(1)(2)(3)(4) (1)(2)(3)(4) (1)(3) (1)(2)(3) (1)(2)(3)(4) (2)(3) (2)(3)(4) (1)(2)(3)(4) (3) (3) (1)(3) (3) (3) (3) (2) (2) (1)(2)(3)(4) (1)(2)(3)	総合政策部（計画推進課） 総合政策部（計画推進課） 総合政策部（計画推進課） 総合政策部（地域戦略課） 環境生活部（道民生活課） 環境生活部（文化振興課） 保健福祉部（障がい者保健福祉課） 保健福祉部（子ども家庭支援課） 経済部（産業人材課） 経済部（産業人材課） 経済部（雇用労政課） 農政部（食料安全保障推進局） 水産林務部（総務課） 水産林務部（林業木材課） 教育庁（教育政策課） 教育庁（社会教育課） 教育庁（教職員課） 教育庁（教職員課）	令和６年度～令和15年度 平成30年度～令和12年度 令和７年度～令和９年度 令和７年度～令和11年度 平成30年度～令和９年度 平成６年度～（期間の定めなし） 令和５年度～令和９年度 令和６年度～令和10年度 令和３年度～令和７年度 令和７年度（単年） 令和６年度～令和９年度 令和３年度～令和７年度 令和５年度～令和９年度 令和４年度～令和８年度 令和５年度～令和９年度 平成26年度～（期間の定めなし） 令和７年度～令和11年度 令和６年度～令和８年度
	2　子ども	(1) 子育てしやすい環境づくりの推進 (2) 子どもの権利を尊重する教育や啓発の推進 (3) 児童虐待防止対策の充実 (4) 健全育成のための環境づくりの推進 (5) 子どもの犯罪被害防止 (6) 社会的養育を必要とする子どもへの支援の拡充 (7) 子どもの貧困対策	・北海道総合教育大綱 ・北海道総合計画【再掲】 ・北海道SDGs推進ビジョン【再掲】 ・北海道SDGs未来都市計画【再掲】 ・第３期北海道創生総合戦略【再掲】 ・北海道文化振興指針【再掲】 ・第４期北海道自殺対策行動計画【再掲】 ・第２期北海道地域福祉支援計画 ・北海道ケアラー支援推進計画 ・北海道こども計画 ・第２期北海道雇用・人材対策基本計画【再掲】 ・バリアフリー観光推進方策 ・北海道住生活基本計画 ・北海道教育委員会 特定事業主行動計画 ・北海道教育推進計画【再掲】 ・第３次北海道生涯学習推進基本構想【再掲】 ・北海道幼児教育振興基本方針 ・北海道いじめ防止基本方針 ・北海道学校教育情報化推進計画 ・北海道教育委員会ICT活用授業指針	(2)(3) (1)(2)(3)(4)(5)(6)(7) (1)(2)(3)(4)(5)(6)(7) (1)(7) (1)(2)(3)(5)(6)(7) (4) (2)(4)(5)(6)(7) (7) (1)(2)(3)(4)(6)(7) (1)(2)(3)(4)(5)(6)(7) (1) (1) (1) (1) (2)(4)(7) (2) (1) (2) (4) (4)	総務部（学事課） 総合政策部（計画推進課） 総合政策部（計画推進課） 総合政策部（計画推進課） 総合政策部（地域戦略課） 環境生活部（文化振興課） 保健福祉部（障がい者保健福祉課） 保健福祉部（地域福祉課） 保健福祉部（高齢者保健福祉課） 保健福祉部（子ども政策企画課） 経済部（雇用労政課） 経済部（観光振興課） 建設部（住宅課） 教育庁（教職員課） 教育庁（教育政策課） 教育庁（社会教育課） 教育庁（義務教育課） 教育庁（生徒指導・学校安全課） 教育庁（ICT教育推進課） 教育庁（ICT教育推進課）	令和７年度～（期間の定めなし） 令和６年度～令和15年度 平成30年度～令和12年度 令和７年度～令和９年度 令和７年度～令和11年度 平成６年度～（期間の定めなし） 令和５年度～令和９年度 令和６年度～令和11年度 令和５年度～令和７年度 令和７年度～令和11年度 令和６年度～令和９年度 令和３年度～令和７年度 令和３年度～令和12年度 令和７年度～令和11年度 令和５年度～令和９年度 平成26年度～（期間の定めなし） 令和５年度～令和９年度 平成26年度～（期間の定めなし） 令和５年度～令和９年度 令和２年度～（期間の定めなし）
	3　高齢者	(1) 高齢者の人権を尊重する啓発、相談体制の充実 (2) 高齢者の権利擁護 (3) アクティブシニアの活躍支援 (4) 高齢者の生活支援サービスの充実 (5) 介護サービスの充実 (6)認知症高齢者施策の推進	・北海道総合計画【再掲】 ・北海道SDGs推進ビジョン【再掲】 ・北海道SDGs未来都市計画【再掲】 ・第３期北海道創生総合戦略【再掲】 ・第３期北海道スポーツ推進計画 ・北海道文化振興指針【再掲】 ・第４次北海道消費生活基本計画 ・第２期北海道地域福祉支援計画【再掲】 ・北海道福祉のまちづくり指針 ・第９期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画 ・北海道ケアラー支援推進計画【再掲】 ・第２期北海道雇用・人材対策基本計画【再掲】 ・バリアフリー観光推進方策【再掲】 ・北海道水産業・漁村振興推進計画（第５期）【再掲】 ・北海道における林業労働力の確保の促進に関する基本計画（第６期）【再掲】 ・北海道住生活基本計画【再掲】 ・北海道高齢者居住安定確保計画 ・北海道教育推進計画【再掲】 ・第３次北海道生涯学習推進基本構想【再掲】	(1)(2)(3)(4)(5)(6) (1)(2)(3)(4)(5)(6) (3)(4)(5)(6) (1)(2)(3)(4)(5) (3) (3) (2) (1)(2)(4)(5) (4) (1)(2)(3)(4)(5)(6) (1)(2)(4)(5)(6) (3) (4) (3) (3) (1) (1) (1)(3) (3)	総合政策部（計画推進課） 総合政策部（計画推進課） 総合政策部（計画推進課） 総合政策部（地域戦略課） 環境生活部（スポーツ振興課） 環境生活部（文化振興課） 環境生活部（消費生活課） 保健福祉部（地域福祉課） 保健福祉部（地域福祉課） 保健福祉部（高齢者保健福祉課） 保健福祉部（高齢者保健福祉課） 経済部（雇用労政課） 経済部（観光振興課） 水産林務部（総務課） 水産林務部（林業木材課） 建設部（住宅課） 建設部（住宅課） 教育庁（教育政策課） 教育庁（社会教育課）	令和６年度～令和15年度 平成30年度～令和12年度 令和７年度～令和９年度 令和７年度～令和11年度 令和５年度～令和９年度 平成６年度～（期間の定めなし） 令和７年度～令和11年度 令和６年度～令和11年度 平成10年度～（期間の定めなし） 令和６年度～令和８年度 令和５年度～（期間の定めなし） 令和６年度～令和９年度 令和３年度～令和７年度 令和５年度～令和９年度 令和４年度～令和８年度 令和３年度～令和12年度 令和３年度～令和８年度 令和５年度～令和９年度 平成26年度～（期間の定めなし）

資料　4

北海道人権施策推進基本方針と各部の関連計画との関係

※計画期間の終了年度を「概ね○年間」と記載している計画については、概ねの期間をもって終了年度として表記

	分野	第2章「施策の展開方向」・第3章「施策の方向性」の項目	各部所管関連計画	人権施策基本方針の関連施策	関連計画所管部（主幹課）	参考（計画期間（年度※））
第2章　分野別施策の推進	4　障がいのある人	(1) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 (2) ノーマライゼーション理念の普及と教育・交流機会の拡大 (3) 雇用・就業対策の推進 (4) 生活支援の推進 (5) 特別支援教育の充実 (6) 福祉のまちづくりの推進	・北海道総合教育大綱【再掲】 ・北海道総合計画【再掲】 ・北海道SDGs推進ビジョン【再掲】 ・北海道SDGs未来都市計画【再掲】 ・第３期北海道創生総合戦略【再掲】 ・第３期北海道スポーツ推進計画【再掲】 ・北海道文化振興指針【再掲】 ・第２期北海道地域福祉支援計画【再掲】 ・北海道福祉のまちづくり指針【再掲】 ・第１期ほっかいどう障がい福祉プラン ・第２期北海道アルコール健康障害対策推進計画 ・第２期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画 ・北海道ケアラー支援推進計画【再掲】 ・北海道職業能力開発計画（第11次）【再掲】 ・令和７年度北海道地方職業能力開発実施計画【再掲】 ・第２期北海道雇用・人材対策基本計画【再掲】 ・バリアフリー観光推進方策【再掲】 ・第６期北海道農業・農村振興推進計画【再掲】 ・北海道における林業労働力の確保の促進に関する基本計画（第６期）【再掲】 ・北海道住生活基本計画【再掲】 ・北海道教育委員会障がい者活躍推進計画 ・北海道教育推進計画【再掲】 ・特別支援教育に関する基本方針 ・北海道学校教育情報化推進計画【再掲】 ・北海道教育委員会ICT活用授業指針【再掲】	(5) (1)(2)(3)(4)(5)(6) (1)(2)(3)(4)(5)(6) (3)(4)(5) (1)(3)(4)(5)(6) (2) (2)(6) (1)(6) (6) (1)(2)(3)(4)(5)(6) (4) (4) (1)(2)(3)(4)(5)(6) (3) (3) (3) (6) (3) (3) (6) (3) (2)(5) (5) (2)(5) (2)(5)	総務部（学事課） 総合政策部（計画推進課） 総合政策部（計画推進課） 総合政策部（計画推進課） 総合政策部（地域戦略課） 環境生活部（スポーツ振興課） 環境生活部（文化振興課） 保健福祉部（地域福祉課） 保健福祉部（地域福祉課） 保健福祉部（障がい者保健福祉課） 保健福祉部（障がい者保健福祉課） 保健福祉部（障がい者保健福祉課） 保健福祉部（高齢者保健福祉課） 経済部（産業人材課） 経済部（産業人材課） 経済部（雇用労政課） 経済部（観光振興課） 農政部（食料安全保障推進局） 水産林務部（林業木材課） 建設部（住宅課） 教育庁（総務課） 教育庁（教育政策課） 教育庁（特別支援教育課） 教育庁（ICT教育推進課） 教育庁（ICT教育推進課）	令和７年度～（期間の定めなし） 令和６年度～令和15年度 平成30年度～令和12年度 令和７年度～令和９年度 令和７年度～令和11年度 令和５年度～令和９年度 平成６年度～（期間の定めなし） 令和６年度～令和11年度 平成10年度～（期間の定めなし） 令和６年度～令和11年度 令和３年度～令和７年度 令和３年度～令和７年度 令和５年度～（期間の定めなし） 令和３年度～令和７年度 令和７年度（単年） 令和６年度～令和９年度 令和３年度～令和７年度 令和３年度～令和７年度 令和４年度～令和８年度 令和３年度～令和12年度 令和７年度～令和11年度 令和５年度～令和９年度 令和５年度～令和９年度 令和５年度～令和９年度
	5　アイヌの人たち	(1) アイヌ文化の振興とアイヌの人たちに対する理解の促進 (2) アイヌの人たちの生活の安定と産業の振興	・北海道総合教育大綱【再掲】 ・北海道総合計画【再掲】 ・北海道SDGs推進ビジョン【再掲】 ・北海道SDGs未来都市計画【再掲】 ・第３期北海道創生総合戦略【再掲】 ・北海道文化振興指針【再掲】 ・北海道アイヌ政策推進方策 ・北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針 ・北海道教育推進計画【再掲】 ・北海道文化財保存活用大綱	(1)(2) (1)(2) (1)(2) (1)(2) (1) (1) (1)(2) (1)(2) (1) (1)(2)	総務部（学事課） 総合政策部（計画推進課） 総合政策部（計画推進課） 総合政策部（計画推進課） 総合政策部（地域戦略課） 環境生活部（文化振興課） 環境生活部（アイヌ政策課） 環境生活部（アイヌ政策課） 教育庁（教育政策課） 教育庁（文化財・博物館課）	令和７年度～（期間の定めなし） 令和６年度～令和15年度 平成30年度～令和12年度 令和７年４月～令和10年３月 令和７年度～令和11年度 平成６年度～（期間の定めなし） 令和３年度～令和７年度 令和元年度～（期間の定めなし） 令和５年度～令和９年度 令和２年度～（期間の定めなし）
	6　外国人	(1) 国際理解の促進と共生意識の醸成 (2) 学校における国際理解教育や多文化教育の推進 (3) 外国人が住みやすい地域づくり (4) 外国人が働きやすい就業環境づくり	・北海道総合教育大綱【再掲】 ・北海道総合計画【再掲】 ・北海道SDGs推進ビジョン【再掲】 ・北海道SDGs未来都市計画【再掲】 ・外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向 ・北海道グローバル戦略 ・第３期北海道創生総合戦略【再掲】 ・北海道文化振興指針【再掲】 ・北海道職業能力開発計画（第11次）【再掲】 ・第２期北海道雇用・人材対策基本計画【再掲】 ・第６期北海道農業・農村振興推進計画【再掲】 ・北海道における林業労働力の確保の促進に関する基本計画（第６期）【再掲】 ・北海道住生活基本計画【再掲】 ・北海道教育推進計画【再掲】	(2)(3)(4) (1)(2)(3)(4) (1)(2)(3)(4) (2)(4) (4) (1)(2)(3)(4) (1)(2)(3)(4) (2)(3) (4) (4) (4) (4) (3) (2)	総務部（学事課） 総合政策部（計画推進課） 総合政策部（計画推進課） 総合政策部（計画推進課） 総合政策部（国際課） 総合政策部（国際課） 総合政策部（地域戦略課） 環境生活部（文化振興課） 経済部（産業人材課） 経済部（雇用労政課） 農政部（食料安全保障推進局） 水産林務部（林業木材課） 建設部（住宅課） 教育庁（教育政策課）	令和７年度～（期間の定めなし） 令和６年度～令和15年度 平成30年度～令和12年度 令和７年度～令和９年度 平成30年度～（期間の定めなし） 平成27年度～令和７年度 令和７年度～令和11年度 平成６年度～（期間の定めなし） 令和３年度～令和７年度 令和６年度～令和９年度 令和３年度～令和７年度 令和４年度～令和８年度 令和３年度～令和12年度 令和５年度～令和９年度
	7　ＨＩＶ・ハンセン病等の感染者等	(1) 教育・啓発活動の推進 (2) 患者等の人権に配慮した相談体制等の整備 (3) 自立・社会参加への支援	・北海道総合計画【再掲】 ・北海道SDGs推進ビジョン【再掲】 ・第３期北海道創生総合戦略【再掲】 ・北海道感染症予防計画 ・北海道教育推進計画【再掲】	(1)(2)(3) (1)(2)(3) (1) (1)(2)(3) (2)	総合政策部（計画推進課） 総合政策部（計画推進課） 総合政策部（地域戦略課） 保健福祉部（感染症対策課） 教育庁（教育政策課）	令和６年度～令和15年度 平成30年度～令和12年度 令和７年度～令和11年度 令和６年度～令和11年度 令和５年度～令和９年度
	8　犯罪被害者等	(1) 犯罪被害者等への支援の推進 (2) 相談・支援体制の充実 (3) 教育・啓発活動の推進	・北海道総合計画【再掲】 ・北海道SDGs推進ビジョン【再掲】 ・第３期北海道創生総合戦略【再掲】 ・第４次北海道犯罪被害者等支援基本計画 ・北海道警察犯罪被害者支援基本計画	(1)(2)(3) (1)(2)(3) (3) (1)(2)(3) (1)(2)(3)	総合政策部（計画推進課） 総合政策部（計画推進課） 総合政策部（地域戦略課） 環境生活部（道民生活課） 警察本部（警務課）	令和６年度～令和15年度 平成30年度～令和12年度 令和７年度～令和11年度 令和３年度～令和７年度 令和３年度～令和７年度

資料　4

北海道人権施策推進基本方針と各部の関連計画との関係

※計画期間の終了年度を「概ね〇年間」と記載している計画については、概ねの期間をもって終了年度として表記

	分野	第2章「施策の展開方向」・第3章「施策の方向性」の項目	各部所管関連計画	人権施策基本方針の関連施策	関連計画所管部（主幹課）	参考（計画期間（年度※））
第２章　分野別施策の推進	９　犯罪をした人等	(1) 犯罪をした人等の社会復帰に向けた支援の促進 (2) 広報・啓発活動の推進	・北海道総合計画【再掲】 ・北海道SDGs推進ビジョン【再掲】 ・第３期北海道創生総合戦略【再掲】 ・第２次北海道再犯防止推進計画 ・第２期北海道地域福祉支援計画【再掲】	(1)(2) (1)(2) (2) (1)(2) (1)	総合政策部（計画推進課） 総合政策部（計画推進課） 総合政策部（地域戦略課） 環境生活部（道民生活課） 保健福祉部（地域福祉課）	令和６年度～令和15年度 平成30年度～令和12年度 令和７年度～令和11年度 令和６年度～令和10年度 令和６年度～令和11年度
	10　性的マイノリティ	(1) 性の多様性に関する理解の促進 (2) 教育現場における取組の推進 (3) 情報提供等の充実	・北海道総合計画【再掲】 ・北海道SDGs推進ビジョン【再掲】 ・第３期北海道創生総合戦略【再掲】 ・第３期北海道スポーツ推進計画【再掲】 ・第４期北海道自殺対策行動計画【再掲】 ・第２期北海道雇用・人材対策基本計画【再掲】 ・北海道住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画 ・北海道病院事業改革推進プラン ・北海道教育推進計画【再掲】 ・北海道いじめ防止基本方針【再掲】	(1)(2)(3) (1)(2)(3) (1) (1) (1)(2)(3) (1) (1) (1) (2) (2)	総合政策部（計画推進課） 総合政策部（計画推進課） 総合政策部（地域戦略課） 環境生活部（スポーツ振興課） 保健福祉部（障がい者保健福祉課） 経済部（雇用労政課） 建設部（建築指導課） 道立病院局（経営改革課） 教育庁（教育政策課） 教育庁（生徒指導・学校安全課）	令和６年度～令和15年度 平成30年度～令和12年度 令和７年度～令和11年度 令和５年度～令和９年度 令和５年度～令和９年度 令和６年度～令和９年度 平成29年度～令和７年度 令和３年度～令和９年度 令和５年度～令和９年度 平成26年８月～（期間の定めなし）
	11　インターネットによる人権侵害	(1) 人権意識を持ったインターネット利用の啓発活動の推進 (2) 情報モラルに関する教育の充実 (3) 安全安心なインターネット利用の促進	・北海道総合教育大綱【再掲】 ・北海道総合計画【再掲】 ・北海道SDGs推進ビジョン【再掲】 ・第３期北海道創生総合戦略【再掲】 ・第４期北海道自殺対策行動計画【再掲】 ・北海道教育推進計画【再掲】 ・第３次北海道生涯学習推進基本構想【再掲】 ・北海道学校教育情報化推進計画【再掲】 ・北海道教育委員会ICT活用授業指針【再掲】	(2) (1)(2)(3) (1)(2)(3) (1) (1)(2)(3) (2) (3) (1)(2)(3) (1)(2)(3)	総務部（学事課） 総合政策部（計画推進課） 総合政策部（計画推進課） 総合政策部（地域戦略課） 保健福祉部（障がい者保健福祉課） 教育庁（教育政策課） 教育庁（社会教育課） 教育庁（ICT教育推進課） 教育庁（ICT教育推進課）	令和７年度～（期間の定めなし） 令和６年度～令和15年度 平成30年度～令和12年度 令和７年度～令和11年度 令和５年度～令和９年度 令和５年度～令和９年度 平成26年度～（期間の定めなし） 令和５年度～令和９年度 令和元年度～（期間の定めなし）
	12　その他	(1) 同和問題 (2) 北朝鮮による拉致問題 (3) 災害に伴う人権問題 (4) ホームレス (5) 知る権利とプライバシーの保護 (6) 良好で快適な環境の恵みの享受	・北海道地域防災計画 ・北海道総合計画【再掲】 ・北海道SDGs推進ビジョン【再掲】 ・北海道強靭化計画 ・第３期北海道創生総合戦略【再掲】 ・北海道環境基本計画[第３次計画] ・第２期北海道地域福祉支援計画【再掲】 ・第５次北海道ホームレス自立支援等実施計画	(3) (1)(2)(3)(4)(5)(6) (1)(2)(3)(4)(5)(6) (3) (1) (6) (3)(4) (4)	総務部（危機対策課） 総合政策部（計画推進課） 総合政策部（計画推進課） 総合政策部（計画推進課） 総合政策部（地域戦略課） 環境生活部（環境政策課） 保健福祉部（地域福祉課） 保健福祉部（地域福祉課）	令和７年度～（期間の定めなし） 令和６年度～令和15年度 平成30年度～令和12年度 令和６年度～令和11年度 令和７年度～令和11年度 令和３年度～令和12年度 令和６年度～令和11年度 令和６年度～令和10年度
第３章　人権施策の総合的・効果的な推進	１　あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	(1) 家庭　(2) 学校　(3) 地域社会　(4) 企業等 (5) 特定職業従事者に対する取組(①～⑥) ①行政職員、②教職員・社会教育関係職員、 ③警察職員、④消防職員、 ⑤医療・保健・福祉関係者、⑥マスメディア	・北海道職員研修計画 ・初任教育の研修計画 ・北海道福祉のまちづくり指針【再掲】 ・北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画 ・北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（第９期） ・ほっかいどう障がい福祉プラン（第１期） ・北海道こども計画【再掲】 ・北海道教育委員会のハラスメント防止等に関する基本指針 ・北海道教育推進計画【再掲】 ・第３次北海道生涯学習推進基本構想【再掲】 ・北海道いじめ防止基本方針【再掲】 ・北海道警察犯罪被害者支援基本計画【再掲】	(5)① (5)④ (1)(2)(3)(4)(5) (1) (3)(5) (3)(5) (3) (4) (2)(5)② (1)(3) (2) (5)③	総務部（人事課） 総務部（危機対策課(消防学校)） 保健福祉部（地域福祉課） 保健福祉部（子ども家庭支援課） 保健福祉部（高齢者保健福祉課） 保健福祉部（障がい者保健福祉課） 保健福祉部（子ども政策企画課） 教育庁（総務課） 教育庁（教育政策課） 教育庁（社会教育課） 教育庁（生徒指導・学校安全課） 警察本部（警務課）	令和７年度～（毎年度策定） 期間の定めなし 平成10年度～（期間の定めなし） 令和６年度～令和10年度 令和６年度～令和８年度 令和６年度～令和11年度 令和７年度～令和11年度 令和５年度～（期間の定めなし） 令和５年度～令和９年度 平成26年度～（期間の定めなし） 平成26年度～（期間の定めなし） 令和３年度～令和７年度
	２　効果的な人権教育・啓発の推進	(1) 効果的な啓発手法の開発 (2) 人材の育成と活用 (3) 情報提供の充実強化 (4) 相談・支援体制の充実	・北海道福祉のまちづくり指針【再掲】 ・北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（第９期）【再掲】 ・ほっかいどう障がい福祉プラン（第１期）【再掲】 ・北海道こども計画【再掲】 ・北海道教育推進計画【再掲】 ・北海道いじめ防止基本方針【再掲】	(1)(2)(3)(4) (2)(3)(4) (2)(3)(4) (2)(3)(4) (4) (4)	保健福祉部（地域福祉課） 保健福祉部（高齢者保健福祉課） 保健福祉部（障がい者保健福祉課） 保健福祉部（子ども政策企画課） 教育庁（教育政策課） 教育庁（生徒指導・学校安全課）	平成10年度～（計画期間なし） 令和６年度～令和８年度 令和６年度～令和11年度 令和７年度～令和11年度 令和５年度～令和９年度 平成26年度～（期間の定めなし）
	３　推進体制の整備	(1) 道の推進体制 (2) 国、市町村、民間団体との連携 (3) 基本方針・施策の点検と見直し	―	―	―	―

北海道人権施策推進基本方針の関連施策の推進状況(R4～6)

資料 5

第2章 分野別施策の推進			事業・施策等	事業内容			関係部	事業担当課
分野	施策の展開方向	施策の展開方向(本文)		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
1 女性	(1) 男女平等参画の広報・啓発活動の充実	・ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた「働き方改革」など、男女平等参画の理念等に関する正しい理解が深まるよう、あらゆる広報媒体を有効活用して、わかりやすい広報・啓発に努めます。	男女平等参画社会づくり推進事業費	・男女平等参画社会の形成の促進のために、男女平等参画推進条例に基づき、道民等からの申出を処理するための男女平等参画苦情処理委員を設置 ・男女平等参画社会づくりに向けて、先駆的な活動等を行っている個人、団体等の顕彰や、市町村が行う女性活躍推進に資する取組への支援、女性の活躍を推進する気運醸成や意識改革を図るなど、男女平等参画社会づくりの気運を向上	同左	同左	環境生活部	道民生活課
			北海道女性協会補助金	・女性の福祉と生活文化の向上や、女性団体相互の連携に努めることにより、男女平等参画社会づくりに資する(公財)北海道女性協会の実施事業に対して助成	同左	同左	環境生活部	道民生活課
			北海道立女性プラザ管理運営費	・北海道における女性の自立と社会参加を促進するとともに男女平等参画を推進するため、多様な学習機会や情報の提供・支援を行う拠点施設として、また交流機会の提供や相談対応などを通じて男女平等参画を推進する活動拠点として設置している北海道立女性プラザにおいて、各種事業を実施	同左	同左	環境生活部	道民生活課
			女性団体活動促進費補助金	・道内各地の女性団体連絡協議会相互の連携を図り、男女共同参画社会の実現と地域社会の発展に努めることを目的とする北海道女性団体連絡協議会の取組に対して補助	同左	同左	教育庁	社会教育課
			誰もが働きやすい職場環境づくり事業費	・男女が共に能力を発揮することができ、仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備を含めた働き方改革の推進を図るため、両立支援等に関する法令や制度の普及啓発を実施 北海道働き方改革推進企業認定制度 企業表彰の実施 啓発用ハンドブックの作成・配布	同左	・働き方改革の推進を図るため、関係法令や制度の普及啓発とともに、働き方改革に取り組む企業の認定を行うなど、誰もが働きやすい職場環境づくりを支援 北海道働き方改革推進企業認定制度 企業表彰の実施 啓発用ハンドブックの作成・配布	経済部	雇用労政課
	(2) 男女平等の視点に立った教育・啓発の推進	・家庭生活における固定的な性別役割分担意識にとらわれない個の尊重と家事、育児、介護等について、男女が平等に共同して担う意識の醸成を図ります。 ・学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性など、教育活動全体を通じて、個人の尊厳と男女平等に関する教育を進めます。 ・社会教育関係者に対して、研修等により男女平等参画社会に関する正しい理解の促進や、人権の尊重について意識の高揚を図ります。	家庭教育相談事業費 ～R5まで	・家庭教育カウンセラー相談を実施 開設場所 道立生涯学習推進センター 家庭教育相談室を開設(火、水曜日)	同左	–	教育庁	社会教育課
			北海道立女性プラザ管理運営費	【再掲 1－(1)】	同左	同左	環境生活部	道民生活課
	(3) 男女が共に活躍できる環境づくり	・人口減少問題や地域活力の低下といった社会的な背景を踏まえ、女性の力を地域づくりにつなげていくため、女性の活躍を応援する官民連携ネットワークを構築し、女性活躍の気運醸成を図ります。 ・女性の意思や考え方を反映させていけるよう、地方自治体の政策や企業等の経営における方針決定の場への女性の参画を推進します。 ・働く人たちが心身の健康を確保しつつ、仕事や家庭生活の調和が図られるよう、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など「働き方改革」を進めます。 ・仕事と子育ての両立をはじめとしたワーク・ライフ・バランスのための職場環境の整備や子育てをしながら再就職を希望する女性の支援に努めるほか、地域における育児、介護の支援体制の充実を図ります。	男女平等参画社会づくり推進事業費	【再掲 1－(1)】	同左	同左	環境生活部	道民生活課
			北海道女性協会補助金	【再掲 1－(1)】	同左	同左	環境生活部	道民生活課
			北海道立女性プラザ管理運営費	【再掲 1－(1)】	同左	同左	環境生活部	道民生活課
			女性団体活動促進費補助金	【再掲 1－(1)】	同左	同左	教育庁	社会教育課
			北海道就業支援センター事業費	・マザーズ・キャリアカフェを設置し、再就職を希望する子育て女性をはじめとする働きたい女性に対して、女性専門カウンセラー等による専門的な相談を実施	同左	同左	経済部	雇用労政課
			誰もが働きやすい職場環境づくり事業費	【再掲 1－(1)】	同左	同左	経済部	雇用労政課
			担い手育成総合推進事業費(地域担い手対策事業費)	・農業教育への支援や就農啓発から経営安定に向けた総合的なサポート、女性農業者に対する研修等により効果的な担い手対策を推進	・就農啓発から経営安定に向けた総合的なサポートや、青年農業者の地域活動への支援、女性農業者に対する研修等により効果的な担い手対策を推進	同左	農政部	技術普及課
			担い手育成総合推進事業費(次代を担う女性農業者の活躍サポート事業費)	・地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、女性グループの活動、女性が働きやすい環境づくり、女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援	同左	同左	農政部	技術普及課

第2章　分野別施策の推進			事業・施策等	事業内容			関係部	事業担当課
分野	施策の展開方向	施策の展開方向（本文）		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
1　女性	(4)　男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	・性犯罪や売買春、ＤＶ、ストーカー行為等について、法令等の周知徹底とともに、法令等に基づく適切な対処など、関係機関と連携しながら被害の防止や被害者支援に努めます。 ・女性への暴力等に関する実態を把握し、社会的関心を喚起するとともに、道立女性相談援助センターを含む配偶者暴力相談支援センターや性暴力被害者支援センター北海道（SACRACHさくらこ）等の相談体制の充実、相談窓口の周知徹底に努めます。	配偶者暴力被害者支援対策費	・女性の基本的人権を妨げ、女性の多様な生き方を阻害する大きな要因である配偶者からの暴力の根絶を目指すため、「第４次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画」に基づき、被害者の相談や一時保護などの被害者支援の実施や職務関係者の資質向上のための研修会、関係機関による会議等を開催 ・DV被害者等支援充実のため、民間シェルター（8か所）の先進的な取組に対する補助	同左	・困難な問題を抱える女性等への支援を行うとともに、配偶者等からの暴力の根絶を目指すため、「北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画」に基づき、被害者等の相談や一時保護などの支援の実施や職務関係者の資質向上のための研修会、関係機関による会議等を開催 ・DV被害者等支援充実のため、民間シェルター（8か所）の先進的な取組に対する補助	保健福祉部	子ども家庭支援課
			すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業 （男女平等参画推進のための啓発事業）	・DV被害者向け啓発カードの作成配布	・性暴力被害者向け啓発カードの作成配布	同左	環境生活部	道民生活課
			女性相談援助対策事業費	・配偶者からの暴力の被害者等からの相談に応じる婦人相談員や、被害者とともに一時保護された同伴乳幼児への対応を行う保育指導員を女性相談支援 援助センターに配置	同左	・困難な問題を抱える女性等からの相談に応じる女性相談支援員や、被害者とともに一時保護された同伴乳幼児への対応を行う保育指導員を女性相談支援センターに配置	保健福祉部	子ども家庭支援課
			女性相談支援センター管理費	・保護又は自立のための援助を必要とする女性に係る相談、一時保護等を行うことにより、その福祉の増進を図るため、女性相談援助センターを設置・運営	同左	・困難な問題を抱える女性等に係る相談、一時保護等を行うことにより、その福祉の増進を図るため、女性相談支援センターを設置・運営	保健福祉部	子ども家庭支援課
			女性に対する暴力事案等の取締り	・関係法令を適用した厳正な取締り及び暴力の制止、被害者の保護その他の被害の防止措置を講ずる。	同左	同左	警察本部	人身安全対策課
2　子ども	(1)　子育てしやすい環境づくりの推進	・身近な地域で子育て家庭の不安や悩み等に対する相談指導や地域の子育てサークル等への支援を行う地域子育て支援拠点の活用が広がるよう、各種広報媒体を活用した周知を図ります。 ・「北海道すきやき隊」や地域の「せわずき・せわやき隊」、「どさんこ・子育て特典制度」などの子育て支援活動を幅広く展開し、意欲向上につながる支援策の検討を進めることにより、地域の子育て支援の気運を高め、子育てしやすい環境づくりを促進します。 ・子育てと仕事を両立しやすい雇用環境の整備や保育サービスの充実、妊産婦や子育て家庭が安心して外出できるようバリアフリーの推進など、子育てを男女が共に担う環境づくりや子育ての負担の軽減に向けた取組を推進します。	すこやか若人育成推進事業費	・道内青少年の意見・意識等を的確に把握し、青少年健全育成施策の推進に活用するとともに、道内経済団体等と連携して組織した「次代の北海道を担う青少年育成協議会」により、「日本の次世代リーダー養成塾」へ道内高校生を派遣するなど、次代の担い手の育成を推進	同左	同左	環境生活部	地域安全課
			青少年育成推進事業費補助金	・北海道青少年育成協会が行う青少年の健全育成を促進するための経費に対して助成 　青少年育成住民運動促進事業 　環境づくり実践活動推進事業 　青少年社会参加促進事業	同左	同左	環境生活部	地域安全課
			誰もが働きやすい職場環境づくり事業費	【再掲　1－(1)】	同左	同左	経済部	雇用労政課
			家庭教育相談事業費	【再掲　1－(2)】	同左	廃止	教育庁	社会教育課
			福祉のまちづくり推進費	・福祉的配慮に優れた取組を実践する事業者等の表彰のほか、市町村等へのアドバイザーの派遣、民間事業者への資金の貸付を行うとともに、推進体制の整備を実施	同左	同左	保健福祉部	地域福祉課
			すべての人にやさしいまちづくり推進事業	・高齢者、障がい者、妊産婦、ベビーカー利用者等をはじめすべての人々が、道立施設を円滑に利用できるよう、点字ブロック、案内表示板、オストメイト対応トイレなど必要な改修整備を実施	同左	同左	保健福祉部	地域福祉課
			ユニバーサルツーリズム推進事業	・道内バリアフリー観光の消費額や旅行特性について調査等を行うと共に、「心のバリアフリー」の取組を含めたノウハウ習得セミナー等を実施	・旅行特性に応じたサービス、情報発信の充実を図ると共に、「心のバリアフリー」の取組を含めたノウハウ習得セミナー等を実施	同左	経済部	観光振興課

第2章　分野別施策の推進			事業・施策等	事業内容			関係部	事業担当課
分野	施策の展開方向	施策の展開方向（本文）		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
2　子ども	(2)　子どもの権利を尊重する教育や啓発の推進	・学校教育において、子どもや教職員に「児童の権利に関する条約」の趣旨の理解を図るとともに、人権教育を推進するための研修の実施など、人権に配慮し、一人一人の個性を尊重する教育の充実に向けた取組を推進します。 ・いじめや不登校の防止や早期発見、問題解決に向けたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など学校における相談体制の充実や電話等の相談窓口の設置、子どもの居場所づくりの支援など家庭、学校、地域社会が連携を深め一体となって問題に対応できる体制の強化に努めます。 ・いじめの未然防止の取組を進めるため、児童生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する主体的な活動を推進します。	すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業 （豊かな心を育む啓発事業）	・心の教育推進フォーラムの開催 ・人権教育指導者研修会の開催	同左	同左	教育庁	社会教育課
			いじめ等対策総合推進事業費	・学校及び市町村教育委員会に弁護士等の専門家を派遣 「外部専門家チーム」としていじめ問題等の解決を支援 ・大学教授、心理・福祉の専門家等によるWebカウンセリング ・スクールカウンセラーの配置 　臨床心理士などをスクールカウンセラーとして学校に年間を通して計画的に配置 　配置校以外を含め緊急に児童生徒の心のケア等の必要が生じた場合の緊急派遣 ・スクールソーシャルワーカーの配置・派遣 　社会福祉等の専門家であるスクールソーシャルワーカーの活用 　希望する市町村との委託契約による配置及び道教委任用者の派遣 ・ネットパトロール等の実施 　ネットいじめ等の未然防止のためのネットパトロールの取組 　ネットトラブル未然防止に係る学校の取組を研修会の実施等により支援 ・SNSを活用した相談体制の構築 　SNS相談窓口を開設し、高校生等を対象とした相談を実施 ・ヤングケアラーに係る教育支援体制構築 　ヤングケアラーと考えられる児童生徒を適切な支援につなげる教育相談体制を構築	・学校及び市町村教育委員会に弁護士等の専門家を派遣 「外部専門家チーム」としていじめ問題等の解決を支援 ・大学教授、心理・福祉の専門家等によるWebカウンセリング ・スクールカウンセラーの配置 　臨床心理士などをスクールカウンセラーとして学校に年間を通して計画的に配置 　配置校以外を含め緊急に児童生徒の心のケア等の必要が生じた場合の緊急派遣 ・スクールソーシャルワーカーの配置・派遣 　社会福祉等の専門家であるスクールソーシャルワーカーの活用 　希望する市町村との委託契約による配置及び道教委任用者の派遣 ・ネットパトロール等の実施 　ネットいじめ等の未然防止のためのネットパトロールの取組 　ネットトラブル未然防止に係る学校の取組を研修会の実施等により支援 ・SNSを活用した相談体制の構築 　SNS相談窓口を開設し、高校生等を対象とした相談を実施 ・ヤングケアラーに係る教育支援体制構築 　ヤングケアラーと考えられる児童生徒を適切な支援につなげる教育相談体制を構築 ・いじめ問題「緊急支援チーム」 　学校等では解決困難ないじめ事案に対して「緊急支援チーム」の派遣	・学校及び市町村教育委員会に弁護士等の専門家を派遣 「外部専門家チーム」としていじめ問題等の解決を支援 ・スクールカウンセラーの配置 　臨床心理士などをスクールカウンセラーとして学校に年間を通して計画的に配置 　配置校以外を含め緊急に児童生徒の心のケア等の必要が生じた場合の緊急派遣 ・スクールソーシャルワーカーの配置・派遣 　社会福祉等の専門家であるスクールソーシャルワーカーの活用 　希望する市町村との委託契約による配置及び道教委任用者の派遣 ・ネットパトロール等の実施 　ネットいじめ等の未然防止のためのネットパトロールの取組 　ネットトラブル未然防止に係る学校の取組を研修会の実施等により支援 ・SNSを活用した相談体制の構築 　SNS相談窓口を開設し、高校生等を対象とした相談を実施 ・ヤングケアラーに係る教育支援体制構築 　ヤングケアラーと考えられる児童生徒を適切な支援につなげる教育相談体制を構築 ・いじめ問題「緊急支援チーム」 　学校等では解決困難ないじめ事案に対して「緊急支援チーム」の派遣	教育庁	学校教育局生徒指導・学校安全課
			すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業 （児童生徒いじめ等防止対策事業）	・ネットいじめ防止啓発資料作成 ・ネットいじめ防止啓発物品作成	同左	同左	教育庁	学校教育局生徒指導・学校安全課
			子ども相談支援センター事業費	・子ども相談支援センターの設置 　いじめや不登校などの学校等で生じる様々な問題について、子どもや保護者から直接相談を受けて問題解決 　につなげる支援を実施 　　電話相談　毎日２４時間フリーダイヤル 　　メール相談 　　来所相談	同左	同左	教育庁	学校教育局生徒指導・学校安全課
	(3)　児童虐待防止対策の充実	・児童に対し相談窓口等の周知を図るとともに、一般道民や関係機関の理解を深めるための啓発活動や市町村ネットワークの構築に取り組みます。 ・地域の関係機関において、子どもの育ち・生活環境に関する情報共有や支援が円滑に行えるよう、児童相談所が要保護児童対策地域協議会へ積極的に参画するとともに、市町村をはじめ、関係者向けの研修を実施し、地域における見守りや相談対応の充実に努めます。 ・専門職員の法令等に基づく増員に加え、児童福祉に精通した職員の採用や研修の充実による人材確保・人材育成を進めるとともに、必要に応じ医師や弁護士から専門的な助言を受けることによる医療的対応力や法的対応力の充実など、児童相談所機能の強化を図ります。	児童虐待防止対策等推進事業費	・未然防止・早期発見対応 　妊娠期・出産、子育て期までの児童虐待の未然防止に向けた事業の実施 　児童虐待専門研修の実施、・要保護児童対策連絡協議会開催 　子ども未来づくり市町村支援総合相談・研修事業の実施、・法的対応機能・医療的機能強化事業の実施 ・適切な保護・治療 　里親研修事業の実施、・専門里親養成研修の実施、・里親援助事業の実施 　児童家庭支援センター運営事業、・ふれあい心の友訪問等援助事業の実施 　一時保護所の学習支援 ・児童相談体制強化 　嘱託医によるカウンセリングの実施、・庁用自動車の整備 　一時保護（虐待通告）対応協力員の配置、・職員に対する専門研修の実施	同左	同左	保健福祉部	子ども家庭支援課
			すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業 （子どもの権利擁護事業）	・地域における虐待の未然防止等の対応を中心としたシンポジウムの開催 （道内４地域）	同左	同左	保健福祉部	子ども家庭支援課

第2章　分野別施策の推進			事業・施策等	事業内容			関係部	事業担当課
分野	施策の展開方向	施策の展開方向（本文）		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
2　子ども	(4)　健全育成のための環境づくりの推進	・子どもの健全育成に有害な社会環境の浄化を図るための啓発活動や事業者に対する自主的な取組の要請など「北海道青少年健全育成条例」を適切に運用するとともに、子どもの非行防止と立ち直りを家庭、学校、地域社会が一体となって支援できるよう取組体制の整備に努めます。 ・近年の情報化社会の急速な進展により、各種情報の入手が容易になったことに伴う誤った活用によるトラブルを未然に防止するため、情報モラルを身に付けさせる教育の推進に努めます	青少年非行防止特別対策事業費	・青少年に有害な環境の浄化を図るため、行政と地域住民との協働による有害環境浄化活動を推進するとともに、非行・被害の未然防止を図るための事業を実施 　有害環境浄化啓発物の配布 　図書類自動販売機等への立入調査の実施 　有害興行、有害図書類等の個別指定 「少年の主張」大会の開催	同左	同左	環境生活部	地域安全課
			すこやか若人育成推進事業費	【再掲　2－(1)】	同左	同左	環境生活部	地域安全課
			青少年育成推進事業費補助金	【再掲　2－(1)】	同左	同左	環境生活部	地域安全課
			すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業 （青少年の人権尊重啓発事業）	・次代を担う子どもが地域や社会の一員として、創造性や協調性を育みながら成長できるよう、子どもの人権の尊重と健全育成の取組みに向けた啓発を実施 　インターネット適正利用普及啓発講演会の開催 　スマートフォンの適正利用に関するリーフレットの作成	同左	次代を担う子どもが地域や社会の一員として、創造性や協調性を育みながら成長できるよう、子どもの人権の尊重と健全育成の取組みに向けた啓発を実施 　インターネット適正利用普及啓発講演会の開催 　青少年向け啓発資材（ポスター等）の作成	環境生活部	地域安全課
			少年非行防止・補導経費	・少年の非行防止対策や補導活動を実施	同左	同左	警察本部	少年課
			非行防止教室 【赤レンガ・チャレンジ】	・インターネット空間の危険性やいじめ問題等をテーマに、少年の非行や犯罪被害防止を始め、規範意識の向上、健全育成等を図るため、小・中・高等学校で授業を実施	同左	同左	警察本部	少年課
			少年の居場所づくり(JUMPﾌﾟﾗﾝ)	・少年の非行防止と立ち直り支援活動として、関係機関、ボランティア等と連携し、農業体験、スポーツ交流会、環境美化活動等、少年による多種多様な活動が可能な「居場所」を提供する活動を実施	同左	同左	警察本部	少年課
			スクールサポーター委嘱費	・学校内外における児童生徒の非行防止や安全確保の取組を支援するため、退職した警察官等を学校の要請に基づいて派遣	同左	同左	警察本部	少年課
	(5)　子どもの犯罪被害防止	・子どもが事件・事故等から自らを守ることができるよう、安全に必要な知識や危険予測・危険回避能力を身に付けさせるとともに、「子どもの安全を見守る運動」を推進し、地域社会全体での子どもの安全・安心の確保に努めます。 ・また、児童買春や児童ポルノ等子どもの福祉を阻害する犯罪を未然に防止するための教育、啓発を推進するとともに、取締り等に努めます。	学校安全対策費	・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 　地域のボランティアを活用するなど、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備 　　スクールガード・リーダーの巡回指導事業の実施 　　スクールガード養成講習会の実施 　　子どもたちの見守り活動の実施 ・高校生学校安全推進事業 　高校生の自主的な学校安全活動を促進し、自らが交通事故の防止や防犯・防災に対する意識を高揚	同左	同左	教育庁	学校教育局生徒指導・学校安全課
			スクールサポーター委嘱費	【再掲　2－(4)】	同左	同左	警察本部	少年課
			少年事件経費	・少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の捜査を実施	同左	同左	警察本部	少年課
	(6)　社会的養育を必要とする子どもへの支援の拡充	・当事者である子どもの意見聴取等が適切に行われるよう取組を進めるとともに、児童養護施設等における子どもの意見聴取等の機会の確保を促進することにより、児童相談所が対応した子どもの権利擁護に努めます。	すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業 （子どもの権利擁護事業）	【再掲　2－(3)】	同左	同左	保健福祉部	子ども家庭支援課
	(7)　子どもの貧困対策	・子どもたちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるようにするため、「相談支援」、「教育の支援」などの取組を進め、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じ、子どもの貧困対策の総合的な推進を図ります。 ・ひとり親世帯の自立を促進するため、就労支援や相談体制の充実などに努めます。	北海道子どもの貧困対策ネットワーク事業費	子どもの貧困対策に係る効果的な施策の検討等を行うため、多様な分野の関係者で厚生する「北海道貧困対策ネットワーク会議」等を設置するとともに、食事の提供や学習支援などを行う「子どもの居場所」の安定的な運営に資するため、新規開設に向けた相談支援や実践者に対する研修等を実施	同左	食事の提供や学習支援などを行う「子どもの居場所」の安定的な運営に資するため、新規開設に向けた相談支援や実践者に対する研修等を実施	保健福祉部	子ども家庭支援課

第2章　分野別施策の推進			事業・施策等	事業内容			関係部	事業担当課
分野	施策の展開方向	施策の展開方向（本文）		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
3　高齢者	(1)　高齢者の人権を尊重する啓発、相談体制の充実	・高齢者が、多年にわたり社会の進展に寄与してきた人として敬愛されるとともに、高齢者が年齢にとらわれることなく生涯現役で、生きがいを持って生活できる長寿社会について、道民の理解が深まるよう意識啓発に努めます。 ・学校教育において高齢者に対する尊敬、感謝の心を育むよう教育・啓発を行うとともに、介護・福祉体験や高齢者との交流を推進します。 ・介護サービスに関する苦情や、高齢者や介護者が抱える様々な相談に対応できるよう、身近な地域において相談できる体制の充実を図ります。	高齢者虐待防止・相談支援センター運営事業費	・高齢者及びその家族等の虐待に関する相談に応じるとともに、市町村の相談体制を支援するほか、市町村及び介護保険施設等が実施する高齢者虐待防止への取組を支援	同左	同左	保健福祉部	高齢者保健福祉課
			福祉サービス運営適正化委員会補助金	・福祉サービスに関する利用者等からの苦情に対しての福祉サービス運営適正化委員会による苦情解決に向けた事業へ助成	同左	同左	保健福祉部	地域福祉課
			明るい長寿社会づくり推進事業費（老人週間事業）	・「老人の日・老人週間」の行事を通じ、広く高齢者の保健・福祉について関心と理解を増進	同左	同左	保健福祉部	高齢者保健福祉課
			介護保険苦情処理事業費補助金	・介護サービスに関する苦情処理体制を整備するとともに、市町村等における苦情相談体制を強化（苦情処理事業、苦情相談連絡会議の開催、介護サービス苦情相談担当者等研修会の開催）	同左	同左	保健福祉部	高齢者保健福祉課
	(2)　高齢者の権利擁護	・高齢者の尊厳を保持する重要性について道民の理解の促進を図るとともに、複雑・多様化する高齢者やその家族への相談機能の強化、介護施設従事者等に対する研修などを通じて、高齢者虐待の発生防止に努めます。 ・認知症高齢者が地域で自立した生活を送れるよう必要な支援を行うとともに、支援が必要な人が不利益を被ることがないよう成年後見制度の活用を促進するなど、高齢者の権利擁護を図ります。 ・高齢者を狙う悪質商法や特殊詐欺に関する情報提供や関係機関との連携による相談対応、地域の見守り機能の活用などにより、高齢者の消費者被害等の防止に努めます。	すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業（高齢者虐待防止対策事業）	・高齢者の尊厳保持と人権の確立のため、市町村や施設関係者、一般住民等を対象に高齢者の権利擁護に係るフォーラムを開催	同左	同左	保健福祉部	高齢者保健福祉課
			高齢者虐待防止・相談支援センター運営事業費	【再掲　3－(1)】	同左	同左	保健福祉部	高齢者保健福祉課
	(3)　アクティブシニアの活躍支援	・働く意欲のある高齢者に対する就業支援を行うとともに、再就職に向けた職業能力の開発や６５歳を超えても働くことができる職場の拡大、関係機関と連携した高齢者雇用に係る機運醸成を図ります。 ・生涯学習や文化・スポーツ活動の推進、ボランティアや趣味のほか、バリアフリーの推進を通じた社会参加の促進など、高齢者の多様性や自主性を十分に考慮しながら、必要な支援に努めます。	高年齢者労働能力活用事業費補助金	・高年齢者の就業機会の確保と福祉の増進を図るため、シルバー人材センター等を構成員として事業を行う（公社）北海道シルバー人材センター連合会に対し補助	同左	同左	経済部	雇用労政課
			老人クラブ活動推進費補助金	・高齢者の豊かな経験や知識、生きがいと健康づくり、社会参加、地域の担い手としての役割の確立等を推進する老人クラブ活動に助成	同左	同左	保健福祉部	高齢者保健福祉課
			福祉のまちづくり推進費	【再掲　2－(1)】	同左	同左	保健福祉部	地域福祉課
			すべての人にやさしいまちづくり推進事業	【再掲　2－(1)】	同左	同左	保健福祉部	地域福祉課
	(4)　高齢者の生活支援サービスの充実	・医療を必要とする要介護者が増加する中で、高齢者が地域で自立した生活をしていくため、在宅医療の充実を図るとともに、介護との連携を強化します。 ・高齢者の自立支援と重度化防止に向け、要介護状態となる可能性の高い高齢者を早期に発見し、心身機能の維持・改善と生活の質の向上を目指した個別支援を行うとともに、必要なサービスを提供できる体制の整備に取り組みます。 ・高齢者や障がいのある人、子ども等に対する虐待や孤立死への対応など、複雑化・深刻化する地域福祉の諸課題に対応するため、全ての人々がお互いに支え合いながら、分野横断的に共通して取り組む施策を推進します。	バス利用促進等総合対策事業費補助金	・バス利用の促進等のために高齢者、障がい者等の生活関連施設等を利用する旅客の運送の利便性及び安全性の向上に資する事業並びに北海道の美しい自然の保持及び地球温暖化を防止するために自動車に起因する大気汚染の改善、温室効果ガス排出の抑制に資する事業を対象に補助を実施	同左	同左	総合政策部	交通企画課
			ユニバーサルツーリズム推進事業	【再掲　2－(1)】	同左	同左	経済部	観光振興課
	(5)　介護サービスの充実	・地域のニーズに対応した在宅生活を支える介護サービス提供の基盤づくりや施設整備の促進を図るとともに、介護人材の確保や介護現場における業務改善の推進に努めます。 ・介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する支援や介護事業者に対する適正な指導を行うとともに、指導担当者や福祉・介護職員を対象とした研修の実施などにより、介護サービスの質の確保・向上に努めます。	福祉サービス運営適正化委員会補助金	【再掲　3－(1)】	同左	同左	保健福祉部	地域福祉課
			介護保険苦情処理事業費補助金	【再掲　3－(1)】	同左	同左	保健福祉部	高齢者保健福祉課
			地域支援事業交付金	・介護保険法に基づき、市町村が実施する「地域支援事業」に対し費用負担を実施	同左	同左	保健福祉部	高齢者保健福祉課
	(6)　認知症高齢者施策の推進	・認知症の早期発見と的確な診断、早期対応などの認知症医療対策をはじめ、住民すべてに認知症に対する正しい知識の普及を進めるとともに、認知症ケアの質の向上を図り、地域において、認知症高齢者や若年性認知症本人・家族への包括的・継続的支援を実施する体制の構築に努めます。	地域福祉生活支援センター運営事業費	・認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等の権利擁護を目的として、福祉サービスの利用に関する情報提供や金銭管理など、地域での自立生活に向けた一連の援助を行う地域福祉生活支援センターの運営を支援	同左	同左	保健福祉部	地域福祉課
			認知症理解普及促進事業	・認知症に関する正しい知識を普及するための住民向けの研修会や、家族支援のための電話相談、介護経験者との交流会を開催	同左	同左	保健福祉部	高齢者保健福祉課
			権利擁護人材育成事業	・地域における市民後見人等の活動を推進する事業を実施する市町村に補助するとともに、権利擁護人材の育成及び資質向上への取組が継続的に行われるよう支援	同左	同左	保健福祉部	高齢者保健福祉課

第2章　分野別施策の推進			事業・施策等	事業内容			関係部	事業担当課
分野	施策の展開方向	施策の展開方向（本文）		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
4　障がいのある人	(1)　差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	・障がいを理由とする不当な差別的取扱い禁止や障がいのある人に対する必要かつ合理的配慮の提供などについて、道民の理解を深めるための普及啓発を促進します。 ・市町村や関係機関と連携・協力しながら、障がいのある人に対する虐待の予防や擁護者に対する支援を行うほか、相談体制の充実などを通じて、障がいのある人の権利擁護に取り組みます。 ・知的障がい等により支援が必要な人の成年後見制度の利用を促進するため、市町村に対する支援を行います。	北海道障がい者権利擁護センター運営事業費	・障害者虐待防止法に基づき、北海道障害者権利擁護センターを設置・運営し、相談・通報等への対応や医師・弁護士による専門相談、障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施	同左	同左	保健福祉部	障がい者保健福祉課
			「障がい者110番」運営事業	・障がい者等の日常生活・社会生活を行う上で生じる法律問題等についての相談窓口を設置	同左	同左	保健福祉部	障がい者保健福祉課
			福祉サービス運営適正化委員会補助金	【再掲　3－(1)】	同左	同左	保健福祉部	地域福祉課
			地域福祉生活支援センター運営事業費	【再掲　3－(6)】	同左	同左	保健福祉部	地域福祉課
			障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会等運営事業費	・北海道障がい者条例に基づき、障がい者に対する差別や虐待、様々な暮らしづらさなどの解消を図るため、全道14圏域に「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」を、また、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、道本庁に北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部を設置	同左	同左	保健福祉部	障がい者保健福祉課
			すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業 （障がい者権利擁護促進事業）	・障がい者の権利擁護講演会の開催	同左	同左	保健福祉部	障がい者保健福祉課
			すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業 （心のバリアフリー普及啓発事業）	・心のバリアフリー研修会の開催	同左	同左	保健福祉部	地域福祉課
	(2)　ノーマライゼーション理念の普及と教育・交流機会の拡大	・障がいのある人が自らの選択と決定により参加することができる活動の機会を増やすとともに、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備、意思疎通手段の確保、移動に関する支援の利用促進など社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上をはじめとする環境整備を促進します。 ・児童や生徒が障がいのある人への正しい認識を身に付け、お互いの立場を思いやり、相互に協力し合う心や態度を養うため、障がいのある子どもとない子どもが共に育つ環境の整備やボランティア活動の実践など福祉に関する学習機会の充実に努めます。	広報活動推進費（視覚障害がい者向け広報「ほっかいどう」発行費）	・広報紙「ほっかいどう」を読むことのできない視覚障がい者などの方々向けに、広報紙「ほっかいどう」の点字版及び音読版を発行 ・聴覚に障がいがある方へも道政情報が適時に伝わるよう、知事記者会見において知事からの話題提供部分に手話通訳士を設置	・広報紙「ほっかいどう」を読むことのできない視覚に障がいがある方向けに、広報紙「ほっかいどう」の点字版及び音読版を発行 ・聴覚に障がいがある方へも道政情報が適時に伝わるよう、知事記者会見において知事からの話題提供部分に手話通訳士を設置	同左	総合政策部	広報広聴課
			広報活動推進費（視聴覚媒体利用費（字幕スーパー及び副音声による解説放送の導入））	・道政広報テレビ番組で、聴覚障がい者の方向けには字幕スーパー及びワイプでの手話を、視覚障がい者の方向けには副音声による解説放送を導入し、放送	・道政広報テレビ番組で、聴覚に障がいがある方向けには字幕スーパー及びワイプでの手話を、視覚障がい者の方向けには副音声による解説放送を導入し、放送	同左	総合政策部	広報広聴課
			道ホームページの管理運営（音声読み上げ機能、ウェブアクセシビリティの取組、外国語サイト）	・視覚障がい者などの方々でも北海道公式ホームページが利用できるよう、音声読み上げ機能を搭載 ・ウェブアクセシビリティに配慮したHPを作成	・視覚に障がいがある方でも北海道公式ホームページが利用できるよう、音声読み上げ機能を搭載 ・ウェブアクセシビリティに配慮したHP作成	同左	総合政策部	広報広聴課
	(3)　雇用・就業対策の推進	・障がいがあっても、地域において、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する機運の醸成を図りながら、企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた就労機会の拡大や職場定着などを促進します。	職場適応訓練費	・障がい者等就職困難者に対し、作業環境に適応することを容易にするため、事業主に訓練を委託し、修了後は雇用されることを目的として実施	同左	同左	経済部	産業人材課
			障害者職業能力開発校費	・国から委託を受けて運営している障害者職業能力開発校において、障がいのある方々に、その適性に応じた職種について知識・技能を習得させ、職業的自立を図るとともに、産業の発展に寄与する技能者を養成 ≪北海道障害者職業能力開発校（砂川市）　訓練科目 5科、　訓練定員 90人≫	同左	同左	経済部	産業人材課
			障がい者雇用スタートアップモデル事業	・障がい者雇用未経験の中小企業等を対象に、特別支援学校の見学会を開催し、障がい者への理解を高めることにより、障がい者雇用を促進	同左	同左	経済部	雇用労政課
			経営支援総合推進事業費（農福連携推進事業費） R5～新規	－	障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業の担い手を支える人材の確保と農業経営の成長につながる農福連携を推進	同左	農政部	農業経営課
	(4)　生活支援の推進	・どこに住んでいても、自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活や社会生活を営むことができる体制を整備します。また、在宅サービスの量的・質的充実を図り、施設入所者等の地域生活への移行を推進するとともに、障がい福祉・医療を支える人材の養成・確保に努めます。 ・障がいのある人が身近な地域において、保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けることができるよう提供体制の充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。 ・精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進します。 ・難病の特性に応じた適切な福祉サービスの提供、難病に対する理解の促進に努めるとともに、医療や日常生活に係る相談対応などを通じ、難病に対する不安解消など精神的負担の軽減を図ります。	福祉サービス運営適正化委員会補助金	【再掲　3－(1)】	同左	同左	保健福祉部	地域福祉課
			地域福祉生活支援センター運営事業費	【再掲　3－(6)】	同左	同左	保健福祉部	地域福祉課
			障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会等運営事業費	【再掲　4－(1)】	同左	同左	保健福祉部	障がい者保健福祉課
			すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業 （障がい者権利擁護促進事業）	【再掲　4－(1)】	同左	同左	保健福祉部	障がい者保健福祉課
			バス利用促進等総合対策事業費補助金	【再掲　3－(4)】	同左	同左	総合政策部	交通企画課
			精神障害者医療費公費負担事務費	・精神医療審査会の運営 　精神科病院に入院する者等からの退院請求及び処遇改善請求に係る審査並びに精神科病院から提出される医療保護入院の届出及び入院する者に係る定期病状報告の審査を実施	同左	同左	保健福祉部	障がい者保健福祉課
			視覚障がい者情報提供施設運営費補助金	・視覚障がい者のために、点字刊行物、録音物の製作及び貸出を行う視覚障害者情報提供施設に対して運営費を補助	同左	同左	保健福祉部	障がい者保健福祉課

第2章　分野別施策の推進			事業・施策等	事業内容			関係部	事業担当課
分野	施策の展開方向	施策の展開方向（本文）		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
4　障がいのある人	(4)　生活支援の推進	・どこに住んでいても、自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活や社会生活を営むことができる体制を整備します。また、在宅サービスの量的・質的充実を図り、施設入所者等の地域生活への移行を推進するとともに、障がい福祉・医療を支える人材の養成・確保に努めます。 ・障がいのある人が身近な地域において、保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けることができるよう提供体制の充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。 ・精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進します。 ・難病の特性に応じた適切な福祉サービスの提供、難病に対する理解の促進に努めるとともに、医療や日常生活に係る相談対応などを通じ、難病に対する不安解消など精神的負担の軽減を図ります。	手話通訳者設置事業費補助金	・聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化を促進するため、14振興局に聴覚障がい者の相談、手話の普及啓発に係る市町村支援等を行う手話通訳者を設置	同左	同左	保健福祉部	障がい者保健福祉課
			聴覚障がい者情報提供施設運営費補助金	・聴覚障がい者のために、聴覚障がい者相談、手話通訳養成・派遣、手話付き録画物の製作及び貸出、遠隔手話サービスを行う、聴覚障がい者情報提供施設に対して運営費を補助	同左	同左	保健福祉部	障がい者保健福祉課
			中途視覚障がい者社会適応推進事業	・中途視覚障害者に、早期リハビリテーションを実施し、社会参加や社会復帰の促進を図る。	同左	同左	保健福祉部	障がい者保健福祉課
			身体障害者補助犬育成事業費補助金	・障がい者の自立と社会参加を促進するため、訓練事業者が行う補助犬の育成事業に対し助成	同左	同左	保健福祉部	障がい者保健福祉課
			聴覚障害者等メール１１０番	・インターネットに接続可能な携帯電話機のEメール機能を利用して、北海道警察ホームページから緊急通報が可能	同左	聴覚障害者等からの110番通報は、国費整備の「110番アプリシステム」に移行	警察本部	通信指令課
	(5)　特別支援教育の充実	・障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、特別な支援を必要とする子どもたちに、切れ目のない一貫した教育が行われるよう、教育環境の整備・充実や情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した就労などの多様な働き方に合わせたきめ細かな取組など、一人一人の教育ニーズに応じた指導や支援の充実を図ります。	私立幼稚園等管理運営対策費補助金	・障がいを有する幼児が就園し、特別支援教育に積極的に取り組んでいる私立幼稚園等の管理運営に要する経常的経費に対し、助成	同左	同左	総務部	学事課
			私立特別支援学校管理運営費補助金	・私立特別支援学校の教育条件の維持向上及び保護者負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高め、学校教育の振興を図るため、経常的経費に対し、助成	同左	同左	総務部	学事課
	(6)　福祉のまちづくりの推進	・「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、誰もが安心で快適に生活できる福祉のまちづくりを総合的に推進するため、公共的施設等のバリアフリー化のほか、障がいのある人を含むすべての人々が、お互いに理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」を推進し、福祉環境の整備を促進します。	福祉のまちづくり推進費	【再掲　２－（１）】	同左	同左	保健福祉部	地域福祉課
			すべての人にやさしいまちづくり推進事業	【再掲　２－（１）】	同左	同左	保健福祉部	地域福祉課
			ユニバーサルツーリズム推進事業	【再掲　２－（１）】	同左	同左	経済部	観光振興課
5　アイヌの人たち	(1)　アイヌ文化の振興とアイヌの人たちに対する理解の促進	・国と連携しながら、アイヌ文化の伝承者等の養成を促進するとともに、アイヌ文化の復興・発展の拠点となる「ウポポイ（民族共生象徴空間）」や道内各地の博物館・資料館等も活用し、アイヌ語やアイヌの伝統文化の保存、振興に向けた施策を推進します。 ・子どもたちがアイヌの歴史・文化等を正しく理解することができるよう、教師用指導資料や、初任段階教員等を対象とした研修会などを通して、小・中学校における施設や人材等を活用した学習等に関する指導の在り方について指導するとともに、実践事例の提供を行います。 ・市町村教育委員会が作成する小学校向け副読本の内容の充実に向け、アイヌ教育相談員を配置するとともに、市町村教育委員会の求めに応じた指導助言などの支援を行います。	アイヌ民族文化財団事業費補助金	・アイヌ文化の振興等の事業を行う公益財団法人アイヌ民族文化財団の事業に要する経費に対する助成	同左	同左	環境生活部	アイヌ政策課
			北海道博物館事業費（アイヌ民族文化研究センター分）	・アイヌ文化に関する調査研究、資料収集と公開・活用及び普及啓発・理解促進事業を実施	同左	同左	環境生活部	文化振興課
			アイヌ総合センター管理運営費	・道立アイヌ総合センターの管理運営	同左	同左	環境生活部	アイヌ政策課
			アイヌ協会補助金	・公益社団法人北海道アイヌ協会の活動事業に対する助成	同左	同左	環境生活部	アイヌ政策課
			すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業（アイヌの人たちに関する啓発事	・アイヌの人たちへの理解促進のためのシンポジウムの開催	同左	同左	環境生活部	アイヌ政策課
			アイヌ教育相談員設置費	・アイヌ教育に関する具体的な教育相談に応じ、適切な指導・助言を行うために相談員を設置する経費を負担	同左	同左	教育庁	義務教育課
	(2)　アイヌの人たちの生活の安定と産業の振興	・道民一般と比べてなお生活水準に格差が認められる状況に鑑み、生活や教育、雇用、産業など、アイヌの人たちのニーズを踏まえ、様々な角度から必要な支援を行うとともに、アイヌの人たちの自主的な活動の促進と社会的、経済的な地位の向上を図ります。 ・地域振興や産業振興などを含め未来志向によるアイヌ政策を総合的に推進することにより、アイヌの人たちが民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図ります。	高等学校等進学奨励費	・高校、大学に進学、修学する者に対する入学支度金、修学資金の助成、貸付	同左	同左	環境生活部	アイヌ政策課
			専修学校等進学奨励費補助金	・専修学校等に進学、修学する者に対する入学支度金、修学資金の助成	同左	同左	環境生活部	アイヌ政策課
			高等学校通学費補助金	・高校への通学に高額な交通費を支出している者に対する通学交通費の助成	同左	同左	環境生活部	アイヌ政策課
			生活館整備事業費補助金	・市町村が設置している生活館の運営に要する経費に対する助成	同左	同左	環境生活部	アイヌ政策課
			就職奨励事業費補助金	・特殊自動車等の免許取得費及び中卒就職者の支度金に対する助成	同左	同左	環境生活部	アイヌ政策課
			アイヌ中小企業振興特別対策費補助金	・伝統的民芸品等の展示会や工芸者技術研修事業、アイヌ中小企業者を対象とした相談・指導事業に対する助成	同左	同左	環境生活部	アイヌ政策課
			アイヌ雇用促進費補助金	・公益社団法人北海道アイヌ協会が雇用機会の増大と雇用の安定を図るため配置する雇用推進員の活動に対し助成(全道に15名配置)	同左	同左	環境生活部	アイヌ政策課
			アイヌ住宅改良事業費補助金	・居住環境の整備のため、アイヌ自らが居住する住宅の新築・改築等に必要な資金の貸付けを行う市町村に対して助成	同左	同左	環境生活部 建設部（予算計上）	アイヌ政策課 住宅課（予算計上）
			アイヌ入校対策費	・北海道に居住するアイヌの人たちの就職促進を図るため、職業訓練の受講を容易にするよう奨励金等を支給 受講奨励金　月額　23,000円、　受講支度金　１回　24,200円	同左	同左	経済部	産業人材課

第2章　分野別施策の推進			事業・施策等	事業内容			関係部	事業担当課
分野	施策の展開方向	施策の展開方向（本文）		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
5　アイヌの人たち	(2)　アイヌの人たちの生活の安定と産業の振興	・道民一般と比べてなお生活水準に格差が認められる状況に鑑み、生活や教育、雇用、産業など、アイヌの人たちのニーズを踏まえ、様々な角度から必要な支援を行うとともに、アイヌの人たちの自主的な活動の促進と社会的、経済的な地位の向上を図ります。 ・地域振興や産業振興などを含め未来志向によるアイヌ政策を総合的に推進することにより、アイヌの人たちが民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図ります。	アイヌ農林漁業対策事業費	・アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上を図るため、アイヌ農林漁家の経営の改善に必要な生産基盤や経営近代化施設の整備を支援	同左	同左	農政部	農業経営課
6　外国人	(1)　国際理解の促進と共生意識の醸成	・道民一人一人が国際社会に対する認識を深め、異なる価値観を理解し、人権を守り尊重する意識や行動力を養うため、講演会をはじめ外国人が参加しやすい交流イベントの開催など、様々な啓発を実施します。 ・「ヘイトスピーチ解消法」を踏まえ、関係機関と連携しながら、ヘイトスピーチは許されないという認識を広める啓発に努めます。	すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業 （国際理解のための人材育成事業）	・国連デー記念講演会の開催	同左	同左	総合政策部	国際課
	(2)　学校における国際理解教育や多文化教育の推進	・海外への修学旅行、姉妹友好連携地域や姉妹校の児童生徒との交流活動、海外からの訪日教育旅行の受入れなどを通じて、異なる文化や外国人との触れ合いを深める体験交流の機会の拡充を図ります。 ・ＩＣＴを活用した海外の高校生等との意見交換など、異なる文化について理解を深めるとともに、コミュニケーション能力を育成する機会の充実を図ります。 ・関係機関と連携し、留学経験者による体験講話や留学相談を実施するなど、高校生の海外留学の支援に取り組みます。 ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒への適切な指導が行われるよう、優れた事例の提供などを通して、市町村教育委員会や学校の取組を支援します。	北海道海外旅行促進事業実行委員会負担金	・海外教育旅行の具体的な検討に繋げることを目的に、学校関係者や行政関係者等を対象とした「海外教育旅行セミナー」を開催 ・海外教育旅行の実施に向けて、より具体的な検討に繋げることを目的に、学校（自治体）関係者等を対象とした「海外教育旅行個別セミナー」を開催 ・海外教育旅行の早期再開に繋げるため、学校関係者等を対象とした「海外教育旅行現地セミナー」を開催 ・海外で教育旅行を行う中学校及び高等学校を対象に、海外教育旅行に係る経費の一部を助成	・海外教育旅行の具体的な検討に繋げることを目的に、学校関係者や行政関係者等を対象とした「海外教育旅行セミナー」を開催 ・海外教育旅行の実施に繋げるため、学校関係者等を対象とした「海外教育旅行現地セミナー」を開催 ・海外で教育旅行を行う中学校及び高等学校を対象に、海外教育旅行に係る経費の一部を助成	同左	総合政策部	航空課
			語学指導等外国青年招致事業費 ～R4まで	・高等学校における英語教育、コミュニケーション能力と国際理解教育の充実を図るため、外国青年を招致し、教育局等に配置して高等学校等を訪問し、外国語担当教員とティーム・ティーチングなどにより語学指導等を実施	－	－	教育庁	高校教育課
			高校生交換留学促進事業費	・北海道の高校生とカナダ・アルバータ州、アメリカ・ハワイ州、ニュージーランド、オーストラリア・タスマニア州、ロシア・サンクトペテルブルク市及び中国・北京市の高校生を相互に派遣し、言語、文化、生活、習慣等を学ばせることによって、国際的視野を持った青少年を育成し、合わせて相互の友好と親善を促進	同左	同左	教育庁	高校教育課
			ICTを活用した海外の学校との交流 R5～新規	－	・個人又は学校単位での海外の高校生とオンラインでの交流をとおして、国際理解教育を推進	同左	教育庁	高校教育課
			グローバル人材育成推進事業費 R5～新規	－	・高大連携によるHokkaido Study Abroad Programにおいて留学経験者による体験講話等を実施 ・高校生の留学支援（渡航費補助）の実施	同左	教育庁	高校教育課
			帰国・外国人児童生徒等教育推進事業費	・帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな指導支援体制整備に要する経費	同左	同左	教育庁	義務教育課
			英語指導力向上推進事業	・小学校英語担当教員や中学校、高等学校の英語教員の英語力・指導力向上を図るため、英語教育教科指導研修、英語指導教員短期集中講座、小学校教員英語力強化研修を実施	同左	・小学校英語担当教員や中学校、高等学校の英語教員の英語力・指導力向上を図るため、英語教育教科指導研修、小学校教員英語力強化研修を実施	教育庁	教職員育成課
			高校における帰国・外国人生徒への対応	・高校教職員を対象に、帰国・外国人生徒への対応に関する資料活用について周知を実施	同左	同左	教育庁	高校教育課
	(3)　外国人が住みやすい地域づくり	・外国人が地域社会で安心して暮らすことができるよう、日常生活に必要な知識や情報の提供、関係機関との連携による相談体制の強化、日本語学習機会の拡充など、生活環境の充実に努めます。 ・外国人が地域社会にとけ込むことができるよう、住民との交流機会の拡大や、各種行政施策への外国人の意見・ニーズの反映に努めます。	多文化共生総合相談ワンストップセンター運営事業	・在住外国人からの生活・就労等に関する様々な暮らしの相談にワンストップで対応する「北海道外国人相談センター」を開設して、対面又は電話・メール等による相談対応を行うとともに、移動相談会の開催や多言語情報発信を実施	同左	同左	総合政策部	国際課
			北海道国際交流・協力総合センター補助金（外国人にも暮らしやすい地域づくり推進事業）	・地域住民と在住外国人との交流機会や相互理解の不足を解消し、多文化共生社会を実現するため、多文化共生に係る講演会を開催するとともに、道内国際交流団体が相互に連携・協力しながら在住外国人を支援する取組を推進	同左	同左	総合政策部	国際課
			日本語教育等による多文化共生推進事業 R5～新規	－	・道における日本語教育の総合的な体制づくりについて検討するとともに、地域の日本語教室の学習支援者を養成する講座を実施することで、道内に居住する日本語学習に意欲がある外国人に日本語学習機会を提供できる体制を構築する。	同左	総合政策部	国際課
			外国人住民の地域共生推進事業 R6～新規	－	－	イベントへの参加に留まっている外国人が地域住民とともに企画や運営を実施し、地域社会との融和を促進することで、外国人住民が国籍を問わず地域社会の一員として活躍し、安心して暮らすことができる取組を推進	総合政策部	国際課
			外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業費補助金	・国民年金制度上、無年金にならざるを得なかった外国人の方々の福祉の向上を図るため、福祉給付金を支給する市町村へ補助	同左	同左	保健福祉部	地域福祉課
			道ホームページの管理運営（音声読み上げ機能、ウェブアクセシビリティの取組、外国語サイト）	・道公式ホームページに、英語、中国語（繁体字）、中国語（簡体字）、韓国語、ロシア語用の外国語専用ページを作成	同左	同左	総合政策部	国際課

第2章　分野別施策の推進			事業・施策等	事業内容			関係部	事業担当課
分野	施策の展開方向	施策の展開方向（本文）		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
6　外国人	(4)　外国人が働きやすい就業環境づくり	・外国人に選ばれ、働き、暮らしやすい北海道を目指し、国の関係機関とも連携し、労働条件や就業環境の適正化に向け、事業者に対する周知・啓発や、人材確保のための取組への支援を行います。	多文化共生総合相談ワンストップセンター運営事業	【再掲　6－(3)】	同左	【再掲　6－(3)】	総合政策部	国際課
			地域外国人材受入れ・定着モデル事業【厚労省事業】 ～R4まで	外国人材の職場や地域への定着を図るための事例を蓄積し、普及していくことを目的に、受入れ・定着に積極的なモデル地域（※全国5つの中で北海道が選出）と北海道労働局が連携し、海外から受け入れた外国人材が円滑に職場・地域に定着できるようサポートする。	－	－		
			多様な雇用人材受入推進事業費 R5～新規		・多様な人材の農業現場での活躍に向けて、外国人材受入れに関する制度や労働者の雇用関係法令等に関する農業者側の理解向上を図り、働きやすい環境づくりを推進	同左	農政部	農業経営課
7　HIV・ハンセン病等の感染者等	(1)　教育・啓発活動の推進	・ＨＩＶ感染者／エイズ患者、ハンセン病患者・回復者などへの差別や偏見を解消するため、「第５版北海道感染症予防計画」や「北海道ハンセン病問題検証報告書」、令和元年（２０１９年）７月の「内閣総理大臣談話」を踏まえ、道民に対する正しい知識の普及啓発に努めます。 ・ＨＩＶ感染症については、関係機関の連携の下、健康教育の一環として、他の性感染症予防も含め、具体的な知識や情報提供とともに、互いの健康や権利の尊重など総合的な視点から啓発に努めます。 ・新型コロナウイルス感染症等のその他の感染症についても、不確かな情報に惑わされず、正しい情報に基づき冷静に思いやりのある行動をしていただくよう啓発に努めます。	エイズ予防対策推進事業費	・エイズ・HIVに対する正しい知識と感染予防の普及啓発をすることにより、感染の蔓延を防止するとともに、患者や感染者への差別・偏見を防止	同左	同左	保健福祉部	感染症対策課
			すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業 （ハンセン病を正しく理解する週間に係る啓発事業）	・ハンセン病問題に係る講演会の開催	同左	・ハンセン病問題に係る高校生向けの講演会の開催	保健福祉部	感染症対策課
	(2)　患者等の人権に配慮した相談体制等の整備	・患者等のプライバシーの保護を図るため、関係職員に対する研修を通じその徹底を図るとともに、医療機関に対する適切な指導に努めます。 ・身近な保健所等においてＨＩＶ感染の匿名検査や相談対応を行うとともに、利用しやすい検査・相談体制の整備に努めます。	エイズ予防対策推進事業費	【再掲　7－(1)】	同左	同左	保健福祉部	感染症対策課
	(3)　自立・社会参加への支援	・ＨＩＶ感染者／エイズ患者については、安心して医療を受けられる体制の整備やカウンセラー等による相談対応などにより、心理的支援に努めます。 ・ハンセン病療養所の入所者やその家族が安心して生活できるよう、関係機関と連携した支援に努めます。	エイズ予防対策推進事業費	【再掲　7－(1)】	同左	同左	保健福祉部	感染症対策課
			ハンセン病患者対策費	・北海道出身のハンセン病療養所入所者に対する慰問・援護事業を実施するとともに、道民に対しハンセン病に関する正しい知識等について普及啓発を実施	同左	同左	保健福祉部	感染症対策課
8　犯罪被害者等	(1)　犯罪被害者等への支援の推進	・関係機関・団体と協力・連携しながら、損害賠償請求制度や各種経済的支援制度の周知、被害直後からの生活支援策に係る情報提供などの支援に努めます。 ・犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるよう、精神的・身体的被害に対する保健・医療・福祉サービスの充実に努めます。	犯罪被害者支援経費	・福祉的な支援が必要な刑務所等出所予定者や起訴猶予者等について、出所後直ちに必要となる福祉サービスにつなげるための準備などを行う地域生活定着支援センターを設置し、刑務所等出所者や起訴猶予者等の社会復帰を支援	・殺人、強盗、性犯罪、傷害等の身体犯事件及び重大な交通事故の被害者及びその家族又は遺族は、事件の直接的被害だけでなく、被害後に生じる様々な問題（精神的被害・経済的困窮等）に苦しめられていることから、以下の事業を実施 「被害者の手引き」等のパンフレット及びリーフレットの作成・配布、相談電話の開設、民間被害者支援団体に対するカウンセリング業務及び直接支援業務委託、被害者支援講演会の開催、司法解剖後の遺体修復、遺体搬送、犯罪被害者宅等のハウスクリーニング費用の公費負担、身体犯、性犯罪被害者に係る初診料等の公費負担、一時保護施設借上げに要する経費の公費負担、精神療法等費用の公費負担等、犯罪被害者等に対する精神的・経済的負担軽減措置を実施	同左	警察本部	警務課(犯罪被害者支援室)
			犯罪被害者等支援推進事業	・犯罪被害者等への総合的な支援を行うため、民間の犯罪被害者支援団体と連携した相談業務を行うほか、北海道犯罪被害者支援条例の制定を契機とした道民意識の高揚のための普及啓発事業等を実施 　相談業務・情報提供（犯罪被害総合相談窓口及び性暴力被害者支援センターの設置・運営） 　普及啓発（犯罪被害者支援に関する講演会、性暴力被害者支援センターSNS広報啓発、条例周知啓発など） 　推進体制（有識者懇談会） ・性暴力被害者の精神的、経済的負担の軽減、健康の回復を図ることを目的に医療費の公費負担制度を実施 ・犯罪被害者の置かれた状況や特有の心情を正しく理解し、二次被害を生じさせない適切な対応を確実に行うことができる知識等を習得することを目的として、支援に携わる医療機関の関係者や相談員、支援員に対し研修を行う。	同左	同左	環境生活部	道民生活課

第2章　分野別施策の推進			事業・施策等	事業内容			関係部	事業担当課
分野	施策の展開方向	施策の展開方向（本文）		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
8　犯罪被害者等	(1)　犯罪被害者等への支援の推進	・関係機関・団体と協力・連携しながら、損害賠償請求制度や各種経済的支援制度の周知、被害直後からの生活支援策に係る情報提供などの支援に努めます。 ・犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるよう、精神的・身体的被害に対する保健・医療・福祉サービスの充実に努めます。	すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業 （男女平等参画推進のための啓発事業）	【再掲　1－(4)】	同左	同左	環境生活部	道民生活課
	(2)　相談・支援体制の充実	・犯罪被害者等支援のための相談機能の向上に努めるとともに、犯罪被害者等支援に関する各種情報について、関係機関・団体と連携しながら、道民への周知を行います。 ・増加している性犯罪・性暴力被害者に対し、相談から医療面のケアまで切れ目のない支援をワンストップで行う体制の整備を進めます。	犯罪被害者支援経費	【再掲　8－(1)】	同左	同左	警察本部	警務課(犯罪被害者支援室)
			犯罪被害者等支援推進事業	【再掲　8－(1)】	同左	同左	環境生活部	道民生活課
	(3)　教育・啓発活動の推進	・犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等が被害から立ち直り、平穏な生活を送ることができるための配慮の重要性などについて、道民の理解を深めていくための普及啓発やいのちの大切さなどについての啓発の充実に努めます。 ・中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会を開催するなど、犯罪被害者等への配慮や協力の意識のかん養に努めます。	犯罪被害者等支援推進事業	【再掲　8－(1)】	同左	同左	環境生活部	道民生活課
			すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業 （犯罪被害者等に関する啓発事業）	・犯罪被害者等のサポートのために必要な理解の促進や人権尊重意識の啓発を図るため、フォーラムを開催 ・啓発資料の作成 ・啓発パネルの作成	・犯罪被害者等のサポートのために必要な理解の促進や人権尊重意識の啓発を図るため、フォーラムを開催 ・啓発資料の作成	同左	環境生活部	道民生活課
			すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業 （男女平等参画推進のための啓発事業）	【再掲　1－(4)】	同左	同左	環境生活部	道民生活課
			すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業 （犯罪被害者等に関する啓発事業）	・犯罪被害者等への理解を促進するため、中学高校生を対象に犯罪被害者遺族による「命の大切さを学ぶ教室」を開催	同左	同左	警察本部	警務課(犯罪被害者支援室)
9　犯罪をした人等	(1)　犯罪をした人等の社会復帰に向けた支援の促進	・犯罪をした人等が再び社会の一員として地域に定着できるよう、国の関係機関や市町村、民間協力者との連携を強化しながら、就労や住居の確保、円滑な保健医療サービスの利用などの支援を行います。	すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業 （再犯防止支援に係る啓発事業）	・矯正施設等退所者（障がい者）支援リーフレットの作成 ・再犯防止フォーラムの開催 ・再犯防止推進パンフレットの作成	・再犯防止フォーラムの開催 ・再犯防止推進啓発物品の作成	同左	環境生活部 他	道民生活課 他
			地域生活定着支援センター運営事業費	・福祉的な支援が必要な刑務所等出所予定者や起訴猶予者等について、出所後直ちに必要となる福祉サービスにつなげるための準備などを行う地域生活定着支援センターを設置し、刑務所等出所者や起訴猶予者等の社会復帰を支援	同左	同左	保健福祉部	地域福祉課
			すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業 （再犯防止支援に係る啓発事業）	・矯正施設等退所者（障がい者）支援リーフレットの作成	同左	同左	保健福祉部	障がい者保健福祉課
	(2)　広報・啓発活動の推進	・道民の再犯防止に向けた施策に関する理解や関心を深めるとともに、民間協力者による再犯の防止等に関する活動などについての認知を高めるため、各種啓発事業を通じて更生保護や再犯防止の概念の周知を図り、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深める取組を推進します。	すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業	・人権フォーラムの開催	同左	同左	環境生活部 他	道民生活課 他
			地域生活定着支援センター運営事業費	【再掲　9－(1)】	同左	同左	保健福祉部	地域福祉課
10　性的マイノリティ	(1)　性の多様性に関する理解の促進	・地域社会や職場における、性的マイノリティや性の多様性に対する正しい理解が深まるよう、様々な手法を活用した人権教育・啓発に努めるとともに、企業や支援団体等と連携し、当事者が暮らしやすい環境づくりに向けた取組を促進します。	すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業 （性の多様性への理解促進事業）	・職場における理解促進のための「にじいろガイドブック」の作成、配布 ・当事者を講師とした性的マイノリティ理解促進セミナー（にじいろ講座）の開催	・当事者等を講師としたLGBT理解促進セミナー（にじいろ講座）の開催 ・市町村や団体等が実施する理解促進セミナーに講師を派遣	同左	環境生活部	道民生活課
			性の多様性理解促進事業費 R5～新規	－	・啓発動画とポスターの作成 ・企業向け研修動画の作成	・啓発動画及び企業向け研修動画の配信 ・市町村職員等を対象とした相談対応研修 ・LGBTの相談や支援に取り組む団体への聞き取り調査	環境生活部	道民生活課
			性の多様性に係る市町村等と連携した取組	・道内外の性的マイノリティに関する施策やパートナーシップ制度の運用状況等を調査、整理し、市町村との情報共有を実施	同左	同左	環境生活部	道民生活課
			就学前児童への対応	・幼稚園などを対象に、性的マイノリティの就学前児童の受入れに関する相談の有無、受入れの可否、課題などの把握のための実態調査を実施 ・上記調査を踏まえた研修を開催	同左	終了	保健福祉部 総務部 教育庁	子ども政策企画課 学事課 義務教育課
			道営住宅における同性カップルの入居に関する対応	・同性カップルを含む入居者資格の拡大を実施	同左	同左	建設部	住宅課
			道立病院における性的マイノリティへの対応	・病院受診時に性的マイノリティの方が不快な思いを抱くことのないよう、理解促進のための職員研修等を実施	同左	同左	道立病院局	病院経営課

第2章　分野別施策の推進			事業・施策等	事業内容			関係部	事業担当課
分野	施策の展開方向	施策の展開方向（本文）		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
10　性的マイノリティ	(2)　教育現場における取組の推進	・性的マイノリティについて教職員が正しく理解し、配慮が必要な児童生徒に対し適切に対応・支援できるよう、研修の充実や教職員向け研修資料の作成・配布などを行います。 ・児童生徒が性の多様性を認め、固定的な考え方や偏見にとらわれない態度や他者を思いやる気持ちを育てる人権教育を推進するとともに、当該児童生徒が安心して学校生活を送るために必要な支援や相談体制の充実を図ります。 ・各学校における男女混合名簿（五十音順）の導入の推進などを通して、男女平等参画の推進や、教育の場における個人の性的指向や性自認の多様性への適切な配慮に取り組みます。	教育現場における理解の促進	・各学校や市町村教育委員会に対し、各種ハラスメントの防止について周知（アウティングの防止、性的指向・性自認に関する偏見に基づく言動のないよう、注意喚起）《教職員課》 ・生徒指導研究協議会、健康教育推進研究協議会において、性同一性障害等の理解に関する資料の配布、校内研修の実施について指導・助言《生徒指導・学校安全課、健康・体育課》 ・LGBTに関する専門家を研修講師として招へい《生徒指導・学校安全課》	同左	・各学校や市町村教育委員会に対し、各種ハラスメントの防止について周知（アウティングの防止、性的指向・性自認に関する偏見に基づく言動のないよう、注意喚起）《教職員課》 ・生徒指導研究協議会、健康教育推進研究協議会において、性同一性障害等の理解に関する資料の配布、校内研修の実施について指導・助言《生徒指導・学校安全課、健康・体育課》	教育庁	教職員局教職員課、学校教育局生徒指導・学校安全課、健康・体育課
	(3)　情報提供等の充実	・当事者の悩みに適切に対応できるよう、ホームページ等により相談窓口等の情報をわかりやすく発信するほか、市町村に対し、道外自治体の性的マイノリティに関する施策等について情報提供を行います。	ホームページによる相談窓口などの情報発信	・ホームページによる相談窓口などの情報発信	同左	同左	環境生活部	道民生活課
11　インターネットによる人権問題	(1)　人権意識を持ったインターネット利用の啓発活動の推進	・名誉やプライバシーについて正しく理解し、法律を守ることはもちろん、道民一人一人がルールやマナーを守り、人権を侵害する情報をインターネット上に掲載することのないよう、関係機関と連携して啓発を行います。	すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業 （青少年の人権尊重啓発事業）	【再掲　2－(4)】	同左	同左	環境生活部	地域安全課
			すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業 （インターネット上の人権侵害防止啓発事業）	・知らずに加害者にならないためのネットリテラシーや誹謗中傷を受けてしまった場合の対処方法等を学ぶ、インターネット上での人権侵害防止対策オンラインセミナーを開催	同左	同左	環境生活部	道民生活課
			人権侵害防止啓発動画による普及啓発	・ネットやSNSによる誹謗中傷などの人権侵害を防止するため、道内在住者を対象とした啓発動画コンテストを開催し、入賞作品等を活用した啓発を実施	・ネットやSNSによる誹謗中傷などの人権侵害を防止するため、過去に実施した啓発動画コンテストの入賞作品等をホームページに掲載し、啓発を実施	同左	環境生活部	道民生活課
	(2)　情報モラルに関する教育の充実	・児童生徒が、インターネット上の様々な情報の中から、真偽を主体的に判断し、必要なものを的確に選別・活用できる能力や、適切に行動するための基本となる考え方や態度を育成する情報モラル教育の充実と保護者への啓発に努めます。 ・ネット上のいじめなどインターネット上のトラブルから児童生徒を守るため、学校、家庭、地域の関係機関団体や企業等、地域社会が連携を図り、インターネット等の危険性についての指導やスマートフォン等のフィルタリングの徹底などの取組を推進するほか、インターネットを通じて行われるいじめが発生した場合に、迅速かつ的確に対処できる体制の整備に努めます。 ・教職員が、インターネット上の誤った情報や偏った情報に関する問題や情報化の進展が社会にもたらす影響について認識し、情報の収集・発信における個人の責任や個人情報の取扱いなどについて理解を深めるための研修の充実を図ります。	いじめ等対策総合推進事業費	【再掲　2－(2)】	同左	同左	教育庁	学校教育局生徒指導・学校安全課
			すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業 （児童生徒いじめ等防止対策事業）	【再掲　2－(2)】	同左	同左	教育庁	学校教育局生徒指導・学校安全課
	(3)　安全安心なインターネット利用の促進	・北海道青少年育成条例に基づき、加害行為の抑制と自画撮り被害の未然防止に努めるとともに、関係機関と連携し、ネット上の人権侵害やトラブルから児童生徒を守るための取組を行います。 ・家庭においても、保護者の役割として、子どもをインターネット上の有害情報から守るために、フィルタリング利用の促進や家庭内でのインターネット利用のルールづくりを行う重要性について啓発を行います。 ・ホームページ等により、インターネット上の人権侵害問題に関する相談窓口等の情報をわかりやすく発信するほか、インターネット上での人権を侵害する書き込みなどに関する相談があった場合には、法務局等の関係機関と連携、協力し、プロバイダへの削除要請など適切な対応に努めます。	北海道青少年有害情報対策実行委員会による取組	○関係機関が連携し、インターネット等の使用によりもたらされる有害情報やトラブルから青少年を守るため、メディアの安全・安心利用に係る道民への啓発を行う。 ・インターネット利用に起因する被害防止のため、フィルタリングの普及促進啓発 ・各小中高等学校及び各PTAに対し、インターネットの安全利用教室・講座をとりまとめたガイド本を作成・配布 ・インターネット利用に起因する被害防止を呼びかけるリーフレットの作成・配布	・関係機関が連携し、インターネット等の使用によりもたらされる有害情報やトラブルから青少年を守るため、メディアの安全・安心利用に係る道民への啓発を行う。 ・インターネット利用に起因する被害防止のため、フィルタリングの普及促進啓発 ・各小中高等学校及び各PTAに対し、インターネットの安全利用教室・講座をとりまとめたガイド本を作成・配布 ・インターネット利用に起因する被害防止を呼びかけるリーフレットの作成・配布	同左	環境生活部	地域安全課
			すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業 （インターネット上の人権侵害防止啓発事業）	【再掲　11－(1)】	同左	同左	環境生活部	道民生活課
			人権侵害防止動画コンテストの開催と啓発	【再掲　11－(1)】	同左	同左	環境生活部	道民生活課

第2章　分野別施策の推進			事業・施策等	事業内容			関係部	事業担当課
分野	施策の展開方向	施策の展開方向（本文）		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
12　その他	(1)　同和問題	同和問題は日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造による問題であり、日本国憲法の基本的人権に関わる問題です。 同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題とされ、生活環境の格差は大きく改善されましたが、依然として教育、就業、結婚問題などで根深く差別が存在しています。 また、高額図書の購入強要をはじめとする「えせ同和行為」やインターネット上の差別書き込みなど、同和問題の解決を妨げる悪質な事例も発生しています。 本道においては、同和問題に対する認識は浅い現状にありますが、我が国固有の人権問題として、正しい理解の普及啓発に努めます。	すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業	【再掲　9－(2)】	同左	同左	環境生活部 他	道民生活課 他
	(2)　北朝鮮による拉致問題	１９７０年頃から８０年頃にかけて、多くの日本人が不自然な形で姿を消しました。これらの事件の多くには、北朝鮮による拉致の疑いが持たれています。政府はこれまでに、１７名を拉致被害者として認定しており、この中には北海道関係者も含まれます。 北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権や国民の生命と安全に対する重大な侵害であり、一日も早い救出に向けて、道民一人一人の声を結集し、政府の取組を後押ししていく必要があります。 このため、一人でも多くの道民の皆様に、拉致問題について関心を持っていただくよう、市町村や関係団体と連携の下、各種啓発に努めるとともに、国に対し、早期解決に向けた働きかけを行います。	映画「めぐみ」上映会	・拉致問題を重大な人権侵害として道民の関心と認識を深めるため、政府拉致問題対策本部、道、市町村の共催で、映画の上映を開催	同左	同左	総合政策部	国際課
			拉致問題を考えるパネル展	・「北朝鮮に拉致された日本人を救出する北海道の会」との共催で、1月に開催し、パネル展に合わせて資料の配付、ブルーリボンの販売普及活動及び署名活動等を行い、道民への啓発活動を実施	・「北朝鮮に拉致された日本人を救出する北海道の会」との共催で、12月に開催し、パネル展に合わせて資料の配付、ブルーリボンの販売普及活動及び署名活動等を行い、道民への啓発活動を実施	同左	総合政策部	国際課
			すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業	【再掲　9－(2)】	同左	同左	環境生活部 他	道民生活課 他
	(3)　災害に伴う人権問題	平成２３年（２０１１年）３月に発生した東日本大震災をはじめ、近年は、台風や局地的な集中豪雨に伴う風水害、土砂災害等が相次いで発生しており、女性や乳幼児、高齢者、障がいのある人、外国人等の要支援者への配慮が課題になっています。 また、同年に発生した福島第一原子力発電所事故では、避難を余儀なくされた人々が、いわれのない偏見や根拠のない風評に基づく差別的な扱いや嫌がらせを受けるなどの深刻な人権問題が発生しました。 道においては、平成２１年（２００９年）４月に施行した「北海道防災対策基本条例」や令和元年（２０１９年）５月に修正した「北海道地域防災計画」に基づき、避難行動を円滑に進めるとともに、避難後の体調管理を継続的に行えるよう、地域における要配慮者を支援する体制の確立に努めます。 また、多くの人が安心して過ごすことができる環境を維持するため、被災時における高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病弱者、外国人、女性、子ども、性的マイノリティなど多様なニーズに十分配慮した取組が行われるよう努めます。	防災教育推進費	・ 防災に関する知識の習得や意識啓発を目的とした、イベントや研修の実施	同左	同左	総務部	危機対策課
	(4)　ホームレス	国の調査によると、路上や駅舎等で生活している人は全国、北海道ともに減少傾向が見られる一方で、定まった住居を喪失し、簡易宿泊所や終夜営業の店舗などで寝泊まりするといった不安定な居住環境にあるなど、調査の対象とはならない人々の存在も確認されています。 道においては、平成１４年（２００２年）８月に施行された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を踏まえ、平成１７年（２００５）３月に「北海道ホームレス自立支援等実施計画」を策定し、現在は平成３１年（２０１９年）３月に策定した第４次計画に基づき、不安定な居住環境にある人たちが、このような生活から脱却し、また、このような生活に至らないよう、地域社会の中で自立した生活を営めるように支援するとともに、国や市町村、ホームレスの自立支援等を行っている民間団体等と連携、協働しながら、道民の理解と協力を得て、ホームレスの自立支援等に関する施策及びホームレスを生み出さない地域社会づくりに努めます。	地域福祉推進費 (ホームレス実態調査費)	・ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）を実施し、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握している。	同左	同左	保健福祉部	地域福祉課
	(5)　知る権利とプライバシーの保護	国や地方公共団体の活動について、正確な情報を得たいという「知る権利」とともにその際の個人情報の保護が主張されている一方、情報産業の発達により個人情報が自分の知らない間に集められ、利用されるといった問題など「プライバシーの保護」に関わる問題があります。 国は、平成１７年（２００５年）４月に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」を施行し、個人情報の取扱いに関する基本的事項等を定めることにより、個人の権利利益の保護に努めています。 道においても、平成６年（１９９４年）１０月に施行した「北海道個人情報保護条例」や、平成１０年（１９９８年）４月に施行した「北海道情報公開条例」により、個人情報の管理等プライバシー保護のため適切な管理に努めるほか、道民一人一人がモラルを守るよう、意識啓発に努めます。	すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業	【再掲　9－(2)】	同左	同左	環境生活部 他	道民生活課 他
	(6)　良好で快適な環境の恵みの享受	人類の存続基盤として欠くことのできない環境は、自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つものであり、これまでのような大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動を続けていくことは、私たちを取り巻く地域の環境のみならず地球全体の環境をも脅かすものであることが広く理解されてきました。 このような理解の下に平成８年（１９９６年）１０月に施行した「北海道環境基本条例」では、「私たちは、健康で文化的な生活を営むため、良好で快適な環境の恵みを享受する権利を有する」とし、このことを条例の理念を実現するための基本認識として位置づけており、この基本認識を踏まえ、環境重視型社会の構築に向けて、環境施策の総合的な推進に努めます。	環境政策推進事業費	・参加・体験型の環境教育に関する勉強会・セミナー等を実施	同左	同左	環境生活部	環境政策課

「北海道人権施策推進基本方針」の関連施策の推進状況(R4～6)

第3章　人権施策の総合的・効果的な推進			事業・施策等	令和4年度	令和5年度	令和6年度	関係部	事業担当課
大項目	中項目	本文		事業内容	事業内容	事業内容		
1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	(1)　家庭	人権教育について、親子が共に学習できる機会の確保や、子どもや要介護者を安心して託せる体制づくりなど、家庭の構成員が人権教育を容易に受けることができるような環境づくりに努めます。 また、子育てや家事、介護等について、固定的な役割分担にとらわれることなく、男女が共に協力して当たるような意識づくりに努めます。 さらに、ひとり親世帯が抱える子育てや就業、生活等についての悩みに寄り添い、専門的な立場からの助言ができるよう相談体制の充実などに努めます。	男女平等参画社会づくり推進事業費	再掲　第2章1－(1)	同左	同左	環境生活部	道民生活課
			配偶者暴力被害者支援対策費	再掲　第2章1－(4)	同左	同左	保健福祉部	子ども家庭支援課
			家庭教育相談事業費 **～R4まで**	再掲　第2章1－(2)	－	－	教育庁	社会教育課
	(2)　学校	人権教育を単なる知識の伝達にとどめずに、命の大切さや他人の痛みが理解できる心、違いを認め合いお互いの人格を尊重する心、正義や公正さを重んじる心など、豊かな人間性を培うことができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現の観点から「考え、議論する道徳」の充実を図るほか、ボランティア活動や自然体験活動、高齢者や障がいのある人、外国人との交流など、幼少期の段階からの様々な体験学習の機会の充実に努めます。 また、学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支えるため、コミュニティスクールの導入や地域の特色を生かした子どもの活動拠点づくりの推進を図ります。 いじめはどの学校・児童生徒にも起こり得るという認識に立ち、些細な兆候も積極的に認知し、教育相談等を実施するとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報の集約と共有化を図る学校体制の充実などにより、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に取り組むほか、インターネット上のトラブルに巻き込まれることがないよう、児童生徒の情報モラルの向上に努めます。 人権教育の推進に当たっては、人権教育の担い手となる教職員の役割と自覚が重要となることから、教職員に対し、人権に関する正しい理解と認識を深め、資質や指導力の向上を図る研修の推進や自己研鑽への支援などに努めます。	いじめ等対策総合推進事業費	再掲　第2章2－(2)	同左	同左	教育庁	学校教育局生徒指導・学校安全課
			すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業 (児童生徒いじめ等防止対策事	再掲　第2章2－(2)	同左	同左	教育庁	学校教育局生徒指導・学校安全課
			すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業 (高校生等労働教育啓発事業)	・高校生等を対象に働く者の人権についての研修会の開催	同左	同左	経済部	雇用労政課
			すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業 (犯罪被害者等に関する啓発事業)	再掲　第2章8－(3)	同左	同左	警察本部	警務課(犯罪被害者支援室)
	(3) 地域社会	道民が人権に対する正しい理解を深め、人権に関心を持ったり、自らの課題として日常生活で生かしていけるようにするためには、地域全体に人権学習の場を提供する指導者の育成が欠かせません。 このため、庁内関係部局をはじめ人権と関連の深い活動を行うＮＰＯなど民間団体との協力・連携を図りながら、人権教育指導者の人権に関する理解を深めるとともに、人権教育への意欲を高め、指導技術の向上を図るよう努めます。 また、地域活動のあらゆる場を活用し、生涯学習の観点から各世代に応じた人権教育・啓発の取組を促進します。	すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業	再掲　第2章9－(2)	同左	同左	環境生活部 他	道民生活課 他
			青少年非行防止特別対策事業費	再掲　第2章2－(4)	同左	同左	環境生活部	地域安全課
			すこやか若人育成推進事業費	再掲　第2章2－(1)	同左	同左	環境生活部	地域安全課
			明るい長寿社会づくり推進事業費(老人週間事業)	再掲　第2章3－(1)	同左	同左	保健福祉部	高齢者保健福祉課
	(4) 企業等	企業等は人権教育・啓発の実施主体として、重要な一翼を担うと期待されることから、道としても、人権に関連する講習会等の周知や各種啓発資料等の配布など、自主的、計画的な人権教育・啓発が行われるよう支援に努めます。 また、事業主として取り組むべき措置等についての周知やハラスメントに関する理解を促進するための啓発等により、労働環境の向上に向けた取組が図られるよう努めます。	北海道人権配慮企業登録・紹介制度の実施	・人権への配慮が企業の評価や信頼性を高めることへの理解を広げていくため、北海道人権施策推進基本方針に掲げる12分野に関連する人権配慮の取組を実施している道内企業等を登録し、道のHP等で紹介	同左	同左	環境生活部	道民生活課
			すべての人の人権が尊重される社会づくり推進事業	再掲　第2章9－(2)	同左	同左	環境生活部 他	道民生活課 他

第3章　人権施策の総合的・効果的な推進			事業・施策等	令和4年度	令和5年度	令和6年度	関係部	事業担当課
大項目	中項目	本文		事業内容	事業内容	事業内容		
1　あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	(5)　特定職業従事者に対する取組	①公務員は全体の奉仕者としての自覚を持ち、憲法の基本理念である基本的人権を尊重し、擁護する責務を有しています。 道の行政に携わる職員はこの責務を自覚し、一人一人が人権について正しい理解と認識を深め、それぞれの職務において人権の視点に立ち、誠実かつ公平に職務を遂行することが求められます。 特に、人権に関わりの深い業務に携わる部署では、人権に配慮した適正な業務執行がなされるよう職場研修や専門研修等が実施されていますが、人権の重要性とその理念の普遍性に鑑み、新規採用職員研修をはじめ管理職研修等、すべての階層の研修や、あらゆる場を活用した人権教育・啓発に努めます。 また、セクシュアル・ハラスメントの防止や従来の固定的な性別の役割意識の解消なども含め、人権が尊重される明るい職場づくりを進めるとともに、各職場における自主的な研修の促進など、職員の資質の向上に努めるほか、外部講師の参加や、実施結果の定期的な評価など、研修の効果を高めるための工夫をします。 市町村の職員についても、道職員と同様にそれぞれの職務において人権の視点に立ち、誠実かつ公平に職務を遂行することが求められます。 このため、市町村が職員を対象に実施する人権研修に必要な啓発資料や情報の提供等の支援を行い、職員の人権意識の高揚に努めます。 ②教職員・社会教育関係職員は、子どもの人格形成や人権意識を高める上で、極めて重要な役割を担っており、教職員等一人一人が人権に対する正しい認識と意識を持つとともに、児童生徒に対する指導力を向上させることが必要です。 このため、教職員等に対し、人権に関する正しい理解と認識を深め、資質や指導力の向上を図る研修の推進や自己研鑽への支援などに努めます。 ③警察職員は、個人の生命、身体や財産を保護し、公共の安全と秩序を維持する業務に従事していることから、職務執行に当たっては、人権に対する正しい理解と配慮が求められます。 このため、警察学校や職場において、警察職員に対し、基本的な人権についての教育・研修を実施し、職務倫理教養の向上を図るとともに、犯罪被害者等の人権に配慮した警察活動の推進に努めます。 ④消防職員は、住民の生命・身体の安全を守り，財産を保全する役割を担っていることから、常に人権尊重の視点に立って業務を遂行することが求められます。 このため、消防学校における初任教育において、消防職員の人権意識の向上を図るとともに、各職場において人権教育が継続して実施されるよう、市町村等への要請・支援に努めます。 ⑤医療・保健・福祉関係者は、虐待やＤＶなど暴力の被害者や貧困等による生活困窮者からの生活相談や身体介護を通じて、社会的に弱い立場におかれている人々と直接接する立場にあり、患者への対応、患者のプライバシーの保護、患者等に対する医療情報の適切な開示など、人権に対する深い理解と配慮が求められます。 このため、道の医療関係職員に対し、新任職員研修等の研修を実施し、人権教育の充実を図ります。また、医療や福祉関係の団体や各種学校に対しては、啓発資料の配布や講演会開催などの情報の提供を行うとともに、人権教育や研修への積極的な取組を要請し、関係者の人権意識の高揚を図ります。 ⑥新聞やテレビ、ラジオ等のマスメディアは、情報社会の今日において、道民の意識の形成や価値判断に大きな影響力を持っており、人権教育・啓発に果たす役割が期待されています。 このため、マスメディア関係者においては、人権に配慮した取材活動や人権尊重の視点に立った紙面・番組制作、人権教育のための自主的な取組が行われることを期待します。	人事課等、職員研修で実施	・新採用職員研修において、障がいのある方への対応に関する講義や手話体験を実施 ・新任課長及び課長補佐級研修において障がいへの理解に関するDVDを視聴 ・各階層別研修において「公務員倫理」の講義を実施し、セクハラ・パワハラについても啓発 ・全職員を対象とした「職場研修（公務員倫理）」において、性的マイノリティやハラスメントに関する研修を実施 ・ダイバーシティマネジメント研修において、障がい者や性的マイノリティに関する講義を実施 ・犯罪被害者等支援に携わる職員等を対象とした研修を実施	・新採用職員研修において、障がいのある方への対応に関する講義や手話体験を実施 ・新任課長補佐級研修において、ダイバーシティや女性活躍に関する講演を実施 ・新任課長補佐級研修において障がいへの理解に関する講義を実施 ・各階層別研修において「公務員倫理」の講義を実施し、セクハラ・パワハラについても啓発 ・全職員を対象とした「職場研修（公務員倫理）」において、性的マイノリティやハラスメントに関する研修を実施 ・課長補佐、係長級を対象とした「障がいのある職員へのケアマネジメント研修」を実施 ・犯罪被害者等支援に携わる職員等を対象とした研修を実施	同左	総務部 環境生活部	人事課 道民生活課 他
2　効果的な人材教育・啓発の推進	(1)　効果的な啓発手法の開発	道民一人一人が、人権問題と自らの関わりについて学び、その重要性や解決策などに気づき、すべての人の人権を尊重した行動へとつながるような人権啓発は、受け手の感性に働きかけることが重要です。 また、今日においては、自らの人権が侵害される事態は誰にでも起こり得るとの認識に立ち、自らの人権を守るための対応を身に付けていく必要があります。 そのための人権教育・啓発の推進に当たっては、対象となる年齢層に沿った、誰もが興味を覚えるようなテーマや教材を活用するとともに、グループ学習やワークショップなど参加・体験型の学習手法により、知識にとどまらない実践的なものとなるよう、その研究・開発に努めます。 また、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用したオンラインによる講演会の開催など、より参加しやすい啓発活動の実施に努めます。	効果的な啓発方法等について各関係課が検討	・庁内関係機関連絡会議を開催し、北海道及び市町村が実施する人権啓発活動事業に係る実施状況の説明を行い、情報共有を図るとともに、課題などについて検討	同左	同左	環境生活部	道民生活課
			人権啓発活動ネットワーク協議会への参画	・道内の各(地方)法務局が事務局となっている人権啓発活動ネットワーク協議会に参画し、市町村や人権擁護委員連合会と連携・協力関係を確立し、各種人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進	同左	同左	環境生活部	道民生活課
	(2)　人材の育成と活用	道民が日常生活の中で人権に配慮した行動をとるためには、身近なところで人権問題に関わる知識や経験を持つ人材とのふれあいや交流を通じて人権意識を育んでいく必要があり、人権教育啓発に携わる指導者の養成が重要となります。 このため、人権擁護委員や、人権関連の講演会や研修会を開催する市町村等と連携して、学校や地域社会、企業などにおける人権教育・啓発の担い手を育成するとともに、その活用と資質の向上を図ります。	北海道女性協会補助金	再掲　第2章1－(1)	同左	同左	環境生活部	道民生活課
			認知症理解普及促進事業	再掲　第2章3－(6)	同左	同左	保健福祉部	高齢者保健福祉課

第3章　人権施策の総合的・効果的な推進			事業・施策等	令和4年度	令和5年度	令和6年度	関係部	事業担当課
大項目	中項目	本文		事業内容	事業内容	事業内容		
2　効果的な人材教育・啓発の推進	(3)　情報提供の充実強化	道民の人権意識を高めるためには、各種メディアを効果的に活用することが重要です。道では、これまでも各分野における人権課題についてわかりやすく説明した啓発資料の作成・配布等を行っていますが、今後とも、ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）等インターネットの活用や包括連携協定に基づく民間企業との連携による積極的な情報発信に取り組むなど、啓発対象となる年齢層等を踏まえ、啓発媒体の特性を生かし、受け手の意識や感性に訴える啓発に努めます。 また、人権尊重社会の実現にマスメディアの果たす役割は非常に大きいことから、人権教育・啓発に当たってはこれらマスメディアの有効活用を図ります。	男女平等参画社会づくり推進事業費	再掲　第2章1－(1)	同左	同左	環境生活部	道民生活課
			北海道女性協会補助金	再掲　第2章1－(1)	同左	同左	環境生活部	道民生活課
			北海道立女性プラザ管理運営費	再掲　第2章1－(1)	同左	同左	環境生活部	道民生活課
			青少年非行防止特別対策事業費	再掲　第2章2－(4)	同左	同左	環境生活部	地域安全課
			児童虐待防止対策推進事業費	再掲　第2章2－(3)	同左	同左	保健福祉部	子ども家庭支援課
			福祉のまちづくり推進費	再掲　第2章2－(1)	同左	同左	保健福祉部	地域福祉課
			明るい長寿社会づくり推進事業費（老人週間事業）	再掲　第2章3－(1)	同左	同左	保健福祉部	高齢者保健福祉課
			認知症理解普及促進事業	再掲　第2章3－(6)	同左	同左	保健福祉部	高齢者保健福祉課
			中途視覚障がい者社会適応推進事業	再掲　第2章4－(4)	同左	同左	保健福祉部	障がい者保健福祉課
			アイヌ民族文化財団事業費補助金	再掲　第2章5－(1)	同左	同左	環境生活部	アイヌ政策課
			アイヌ総合センター管理運営費	再掲　第2章5－(1)	同左	同左	環境生活部	アイヌ政策課
			エイズ予防対策推進事業費	再掲　第2章7－(1)	同左	同左	保健福祉部	感染症対策課
	(4)　相談・支援体制の充実	道では、配偶者等からの暴力、児童虐待、高齢者や障がいのある人の権利擁護に関する相談をはじめ、外国人の生活相談、健康相談や犯罪被害に関わる相談など多様なニーズに対応した相談窓口を設置しており、市町村や団体においてもそれぞれ相談窓口を設けて対応していますが、様々な人権問題の発生や、道民の人権意識の高まりから、今後、これらの相談窓口の役割はますます重要になってくるものと予想されます。 しかし、これらの相談窓口は専門毎の対応となっており、人権全般に対応できるものとはいえないことから、「利用しづらい」、「どこに相談したら良いかわからない」といった事例もあります。 「道民意識調査」（令和２年）において、いままでに家族や自分の人権が侵害されたと感じた際、どのような対応をしたか尋ねたところ、「道や市町村に相談した」と回答した方は１．５%、「警察に相談した」と回答した方は０．９%、「国（法務局等）や人権擁護委員に相談した」と回答した方は０．５%に留まり、行政に相談した方は少ない結果となりました。 このため、人権問題全般に係る相談対応を行う法務局や民間の相談窓口の情報提供等活動内容の周知に努めるほか、相談機関相互のネットワークの構築など連携の強化により、相談窓口の活用と関係職員や相談員の資質の向上に努めます。 また、ＳＮＳを活用した相談対応の実施や相談窓口の周知などにより、より相談しやすい環境づくりや効果的な支援体制の充実に努めます。 さらに、道民の人権問題に関する意識の普及高揚を図るため、このような相談機能に加えて、様々な人権問題に関する効果的な情報収集・提供、啓発のあり方について検討を進めます。	男女平等参画社会づくり推進事業費	再掲　第2章1－(1)	同左	同左	環境生活部	道民生活課
			北海道女性協会補助金	再掲　第2章1－(1)	同左	同左	環境生活部	道民生活課
			北海道立女性プラザ管理運営費	再掲　第2章1－(1)	同左	同左	環境生活部	道民生活課
			家庭教育相談事業費 **～R4まで**	再掲　第2章1－(2)	－	－	教育庁	社会教育課
			配偶者暴力被害者支援対策費	再掲　第2章1－(4)	同左	同左	保健福祉部	子ども家庭支援課
			女性相談援助対策事業費	再掲　第2章1－(4)	同左	同左	保健福祉部	子ども家庭支援課
			女性相談援助センター管理費	再掲　第2章1－(4)	同左	同左	保健福祉部	子ども家庭支援課
			いじめ等対策総合推進事業費	再掲　第2章2－(2)	同左	同左	教育庁	学校教育局生徒指導・学校安全課
			子ども相談支援センター事業費	再掲　第2章2－(2)	同左	同左	教育庁	学校教育局生徒指導・学校安全課
			児童虐待防止対策等推進事業費	再掲　第2章2－(3)	同左	同左	保健福祉部	子ども家庭支援課
			高齢者虐待防止・相談支援センター運営事業費	再掲　第2章3－(1)	同左	同左	保健福祉部	高齢者保健福祉課
			「障がい者１１０番」運営事業	再掲　第2章4－(1)	同左	同左	保健福祉部	障がい者保健福祉課
			生活館整備事業費補助金	再掲　第2章5－(2)	同左	同左	環境生活部	アイヌ政策課
			エイズ予防対策推進事業費	再掲　第2章7－(1)	同左	同左	保健福祉部	感染症対策課
3　推進体制の整備	(1)　道の推進体制	道政のあらゆる分野で、人権尊重の視点に立った施策の推進と道民の人権意識の醸成・高揚を図るため、知事を本部長とする「北海道人権施策推進本部」を設置して、庁内の関係機関が密接な連携を図り、総合的かつ効果的な人権施策の推進に努めます。	北海道人権施策推進本部の設置	・推進本部幹事会を開催し、北海道及び市町村が実施する人権啓発委託事業の実施状況や国の人権啓発活動の動きなどについて説明を行い、情報を共有	同左	同左	環境生活部	道民生活課
	(2)　国、市町村、民間団体等との連携	人権教育・啓発を効果的に推進するためには、社会全体の取組が必要であることから、国、市町村、民間団体等とそれぞれの役割に応じて協力し合い、連携しながら、道民が参加しやすい環境づくりなど人権に配慮した取組を積極的に展開します。 特に人権問題の解決を目指す多くの企業やＮＰＯ等の民間団体との情報交換などを通じて、人権啓発活動の効果的な推進を図ります。	北海道女性プラザ管理運営費	再掲　第2章1－(1)	同左	同左	環境生活部	道民生活課
			児童虐待防止対策等推進事業費	再掲　第2章2－(3)	同左	同左	保健福祉部	子ども家庭支援課
			人権啓発活動ネットワーク協議会への参画	再掲　第3章2－(1)	同左	同左	環境生活部	道民生活課
	(3)　基本方針・施策の点検と見直し	人権施策の推進状況について定期的に点検を行うとともに、この基本方針については、道民の意見を聞きながら、人権を取り巻く社会情勢の変化や、国連や国の動向等を踏まえ、５年を目安に必要な見直しを行います。	北海道人権施策推進本部での検討 政策評価での検討	・各部局が所管する計画や施策への反映状況を確認	同左	同左	環境生活部	道民生活課

資料　６－１

北海道人権施策推進基本方針の見直しの視点等について

１　方針の見直しに当たっての視点など

毎年度の施策の点検・進捗管理を踏まえ、次のとおり整理

(1)　前回改定から、基本方針に基づき施策を推進してきたが、女性に対する暴力やこどもへの虐待、ネットによる人権侵害、性的マイノリティへの関心の高まりなど、人権を取り巻く状況は複雑・多様化

(2)　ネット上の誹謗中傷などに迅速に対応するための「情報流通プラットフォーム対処法」や「LGBT 理解増進法」など人権に係る法改正の状況や、SNS 利用の普及による誹謗中傷等の人権侵害が、各分野にわたって問題化しているなどの社会情勢変化等を踏まえるとともに、国の基本計画（第二次 R7.6 改定）の見直し内容を勘案

(3)　これまで取組を進めてきた現行の 12 分野については、依然として偏見や差別などの人権侵害が存在している状況であることから、こうした課題への対応が必要

(4)　人権に係る今日的な課題や分野別の個別計画等を踏まえ、現状を確認の上、取り組むべき課題や施策の展開方向等を整理

２　見直しの進め方

(1)　北海道人権施策推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）で検討

(2)　幹事会での検討内容について北海道人権施策推進懇談会から意見聴取

(3)　道民意識調査の結果の反映

(4)　パブリックコメント募集

(5)　市町村意見の照会

３　スケジュール

令和 7 年 7 月	第 1 回懇談会（今回） ※改正方針決定までに 5 回程度開催（8 月、9 月、11 月、1 月）
9 月	改正骨子案の議会報告
11 月	改正素案の議会報告 パブリックコメント募集・市町村意見照会
令和 8 年 2 月	改正案の議会報告
3 月	改正方針決定（北海道人権施策推進本部会議（知事決定））

資料６－２

北海道人権施策推進基本方針の見直しの視点等について

◇ 北海道人権施策推進基本方針の構成

第１章　基本的な考え方

１　基本方針策定の背景
- (1) 基本方針策定の趣旨
- (2) 国際的な潮流
- (3) 国内における取組
- (4) 北海道における取組

２　人権施策の基本理念

３　基本方針の性格

第２章　分野別施策の推進

１　女性
２　子ども
３　高齢者
４　障がいのある人
５　アイヌの人たち
６　外国人
７　ＨＩＶ・ハンセン病等の感染者等
８　犯罪被害者等
９　犯罪をした人等
10　性的マイノリティ
11　インターネットによる人権侵害
12　その他
- (1) 同和問題
- (2) 北朝鮮による拉致問題
- (3) 災害に伴う人権問題
- (4) ホームレス
- (5) 知る権利とﾌﾟﾗｲﾊﾞｼｰの保護
- (6) 良好で快適な環境の恵みの享受

第３章　人権施策の総合的・効果的な推進

１　あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
- (1) 家庭
- (2) 学校
- (3) 地域社会
- (4) 企業等
- (5) 特定職業従事者に対する取組

２　効果的な人権教育・啓発の推進
- (1) 効果的な啓発手法の開発
- (2) 人材の育成と活用
- (3) 情報提供の充実強化
- (4) 相談・支援体制の充実

３　推進体制の整備
- (1) 道の推進体制
- (2) 国、市町村、民間団体等との連携
- (3) 基本方針・施策の点検と見直し

北海道人権施策推進基本方針の見直しの視点等について（第２章　分野別施策の推進）

分野（現行）	前回（R3.7）基本方針改定後の人権に係る法改正等	社会情勢や課題 ※ 国・道の計画、調査等から	国計画の柱立て 第２次（R7.6）	見直しの視点
１　女性	○　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく特定事業主行動計画 の策定等に係る内閣府令 （平成27年内閣府令第61号、令和４年改正） ○　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく一般事業主行動計画等 に関する省令 （平成27年厚生労働省令第162号、令和４年改正） ○　性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律 （令和４年法律第78号） ○　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第52号） ○　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第63号）	○　固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在 ○　性犯罪・性暴力、DV、職場におけるセクシャルハラスメント等による女性への人権侵害は依然として深刻な状況 ○　意思決定過程への女性の参画が十分に確保されないため、災害時に女性のニーズが配慮されない ○　SNSやインターネット利用の普及による人権侵害が深刻化 【参考：内閣府 人権擁護に関する世論調査（R4）】 ○　「女性」に関する人権問題だと思ったこと ・「家事は女性」など男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的取扱いを受けること：47.0% ・ セクシュアル・ハラスメント：42.0% ・ 女性が管理職になりにくいなど職場において差別待遇を受けること：39.0%	ア　女性	固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み、性犯罪・性暴力、セクシャルハラスメント等、女性への人権侵害が依然として存在していることから、いわゆる女性活躍推進法に基づく省令等の改正などの状況等も踏まえ、更なる男女平等参画社会の実現に向けた教育・啓発などの対応が必要。
２　子ども	○　教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 （令和３年法律第57号） ○　児童福祉法等の一部を改正する法律 （令和４年法律第66号） ○　こども家庭庁設置法 （令和４年法律第75号） ○　こども基本法 （令和４年法律第７７号） ○　こども施策の基本的な方針や重要事項を定めた子ども大綱、「こどもまんなか実行計画」を国が策定 （令和6年５月）	○　学校において児童生徒の暴力行為やいじめの認知件数が高水準で推移 ○　全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は依然として多い状況 ○　道内では、生活保護世帯やひとり親世帯の割合が高く、経済的に厳しい状況にある家庭が多い状況 ○　SNSやインターネット利用の普及による人権侵害が深刻化【再掲】 【道　条例・計画等】 ○　道では、「こどもまんなか社会」の実現に向け、令和7年３月「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」、「北海道青少年健全育成基本計画」、「北海道子どもの貧困対策推進計画」三つの計画を束ねた「北海道こども計画」を策定 ○　令和7年４月「北海道こども基本条例」施行 【参考：内閣府 人権擁護に関する世論調査（R4）】 ○　「子ども」の人権侵害に関心があると回答した人が、「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害」「障害者」に次いで多く43.1% ○　「子ども」の人権問題だと思ったこと ・ いじめを受けること：65.2% ・ いじめ、体罰や虐待について、周りの人が気がついているのに何もしないこと：56.0% ・ 虐待を受けること：53.9% .	イ　こども	いじめや虐待に関する人権侵害が依然として存在するほか、こども・若者が個人として尊重され、自分らしく幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け「北海道こども基本条例」や「北海道こども計画」が施行されたことから、これらの計画等に即した教育・啓発などの対応が必要。
３　高齢者	○　共生社会の実現を推進するための認知症基本法）（認知症基本法） （令和５年法律第65号）	○　本道の高齢者の割合は、R2年の国勢調査では31.8%と全国平均を上回っている。 ○　高齢化の進行・人口減少によりR19には国民の3人に1人が65歳以上となる見込み ○　高齢者に対する身体的・心理的・経済的虐待等について、依然深刻な状況 ○　急速な高齢化の進展に伴い、認知症の人の増加 ○　SNSやインターネット利用の普及による人権侵害が深刻化【再掲】 【参考：内閣府 人権擁護に関する世論調査（R4）】 ○　「高齢者」に関する人権問題だと思ったこと ・ 悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いこと：44.7% ・ 病院での看護や介護施設において劣悪な処遇や虐待を受けること：33.6% ・ 高齢者が邪魔者扱いされること：31.7%	ウ　高齢者	急速な高齢化の進展に伴う認知症の人の増加や虐待問題など、高齢者の人権問題の増加が今後も懸念されることから、いわゆる認知症基本法などの制定内容等も踏まえ、高齢者が生きがいを持って生活できる長寿社会へ向けた意識啓発などの対応が必要。
４　障がいのある人	○　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） （平成25年法律第65号、令和3年改正） ○　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号） ○　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第12号） ○　内閣総理大臣を本部長とする対策推進本部を設置し、検討を進め、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会に向けた行動計画」を策定	○　旧優生保護法の規定を憲法違反とした上で、国の損害賠償責任を認める最高裁判決 ○　SNSやインターネット利用の普及による人権侵害が深刻化【再掲】 【参考：内閣府 人権擁護に関する世論調査（R4）】 ○　「障害者」の人権侵害に関心があると回答した人が「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害」に次いで多く50.8%であった。 ○　「障害者」に関する人権問題だと思ったこと ・ 職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること：43.3% ・ じろじろ見られたり、避けられたりすること：40.7% ・ 差別的な言葉を言われること 38.9%	エ　障害者	障がいのある人に対する偏見や差別、誹謗中傷による人権侵害が依然として存在していることから、障害者差別解消法等の改正内容等を踏まえ、正しい理解と差別意識の解消に向けた普及啓発などの対応が必要。
５　アイヌの人たち	○　アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）（平成31年法律第16号）	○　SNSやインターネット利用の普及による人権侵害が深刻化【再掲】 【道　条例・計画等】 ○　北海道アイヌ政策推進方策の策定（令和3年） 【参考：内閣府 国民のアイヌに対する理解度についての意識調査（R7）】 ○　アイヌ施策推進法について知らないと回答：62.8%（道内28.6%） ○　アイヌ施策推進法で、アイヌの人々への差別が禁止されていることを知らないと回答：57.7%（道内27.0%） ○　アイヌの人々に対して、現在は差別や偏見があると思うと回答：21.4%（道内41.3%）	カ　アイヌの人々	アイヌの人たちに対する偏見や差別、誹謗中傷による人権侵害が依然として存在していることから、いわゆるアイヌ施策推進法や北海道アイヌ政策推進方策の内容等を踏まえ、アイヌの人たちが民族としての誇りが尊重される社会の実現に向けた対応が必要。

北海道人権施策推進基本方針の見直しの視点等について（第2章　分野別施策の推進）

分野（現行）	前回（R3.7）基本方針改定後の人権に係る法改正等	社会情勢や課題 ※ 国・道の計画、調査等から	国計画の柱立て 第2次（R7.6）	見直しの視点
6　外国人	○　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（入管法）の一部を改正する法律 （令和5年法律第56号） ○　外国人との共生社会の実現に向けたロードマップが関係閣僚会議において策定 （令和4年6月策定、令和7年6月改正）	○　令和6年6月末　在留外国人は過去最高を記録 ○　道内における在留外国人も年々増加 ○　文化的背景の相違や無理解等による偏見・差別が依然として存在 ○　SNSや電子掲示板等のインターネット上でのヘイトスピーチが後を絶たず、深刻な人権侵害に発展 【参考：内閣府 人権擁護に関する世論調査（R4）】 ○「外国人」に関する人権問題だと思ったこと ・ 風習や習慣などの違いが受け入れられないこと：27.8% ・ 就職・職場で不利な扱いを受けること：22.1% ・ 差別的な言葉を言われること 19.5%。 ○ ヘイトスピーチについて見聞きした時にどのように思うか ・ 不愉快で許せないと思った：53.6% ・ 日本に対する印象が悪くなると思った 44.0%	キ　外国人 ク　本邦外出身者に対する不当な差別的言動	外国人に対する無理解等による偏見や差別など人権侵害が依然として存在しており、道内に在留する外国人は増加傾向にあることから、いわゆる入管法の改正や外国人との共生社会の実現に向けたロードマップなどの内容等を踏まえ、異なる文化や考え方を認め合う多文化共生に関する意識醸成などの対応が必要。
7　HIV・ハンセン病等の感染者等	○　新型インフルエンザ等対策特別措置法等（特措法）の一部を改正する法律 （令和3年法律第5号）	○　感染症に対する知識や理解の不足から、社会生活の様々な場面で、差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生 ○　SNSやインターネット利用の普及による人権侵害が深刻化【再掲】	ケ　感染症等の患者等 コ　ハンセン病患者・元患者及びその家族	感染症への不正確な知識や理解不足から生まれる偏見や差別などの人権侵害が依然として存在していることから、いわゆる特措法の改正等の内容を踏まえた正しい知識に関する普及啓発などの対応が必要。
8　犯罪被害者等	○　総合法律支援法の一部を改正する法律 （令和6年法律第19号） ○　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令 （令和6年6月15日施行）	○　犯罪被害者は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、興味本位のうわさや心ない中傷等で名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされているとの問題がある。 ○　犯罪被害者等のニーズに応じた支援が一元的に提供されるワンストップサービスの体制整備構築に向け、警察庁が関係府省庁と連携し検討 ○　SNSやインターネット利用の普及による人権侵害が深刻化【再掲】	シ　犯罪被害者及びその家族	犯罪被害者とその家族に対する偏見や誹謗中傷による人権侵害が依然として存在していることから、総合法律支援法の改正内容などの状況等を踏まえ、犯罪被害者等の立場になって考え、支援することの大切さを教育・啓発するなどの対応が必要。
9　犯罪をした人等	○　刑法等の一部を改正する法律 （令和4年法律第67号） ○「第二次再犯防止推進計画」 （令和5年3月17日閣議決定） ○　刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理等及び経過措置に関する政令 （令和7年政令第193号）	○　犯罪をした人等に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、極めて厳しい状況にある。 ○　再犯防止の観点から、懲役・禁錮が拘禁刑に一本化 ○　道内の再犯率は、43.8%（R5） ○　SNSやインターネット利用の普及による人権侵害が深刻化【再掲】	サ　刑を終えて出所した人及びその家族	犯罪をした人等に対する偏見や差別による就労の困難など、人権侵害が依然として存在していることから、刑法等の改正内容などの状況を踏まえ、社会復帰を果たす上で必要なサービスを受けることができるようにするなどの対応が必要。
10　性的マイノリティ	○　性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)（令和5年法律第68号）	○　性の多様性に関する理解不足による偏見が依然として存在 ○　同性婚訴訟が全国5高裁で違憲判決 ○　道内のパートナーシップ制度導入自治体は43市町村に拡大（R7.6時点） ○　SNSやインターネット利用の普及による人権侵害が深刻化【再掲】	セ　性的マイノリティの人々	性的マイノリティであることを理由とした偏見や差別が依然として存在していることから、いわゆるLGBT理解増進法の内容を踏まえ、性の多様性に関する理解の促進や適切な配慮などの対応が必要。
11　インターネットによる人権侵害	○　特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）（令和6年法律第25号）	○　インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件数(R6新規手続き開始)：1,707件（道内61件） ○　SNSやインターネット利用の普及による人権侵害が深刻化【再掲】 【参考：内閣府 人権擁護に関する世論調査（R4）】 ○「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害」に関心があると回答した人が最も多く 53.0% ○「インターネット」に関する人権問題だと思ったこと ・ 他人を誹謗中傷する情報が掲載されること：67.7% ・ 他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような 情報が掲載されること：42.8%、 ・ プライバシーに関する情報が掲載されること 42.5%	（1）課題横断的な人権課題に対する取組（インターネット上の人権侵害）	SNSやインターネット利用の普及による誹謗中傷といった人権侵害が各分野にわたって問題化しており、個別の人権課題に横断的に関連していることから、いわゆる情報流通プラットフォーム対処法の内容等を踏まえ、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解について、あらゆる場を通じた啓発の対応が必要。
12　その他 (1)同和問題 (2)北朝鮮による拉致問題 (3)災害に伴う人権問題 (4)ホームレス (5)知る権利とプライバシーの保護 (6)良好で快適な環境の恵みの享受		○　部落差別は、日本固有の重大な人権問題 ○　北朝鮮による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題 ○　令和6年1月の能登半島地震を踏まえ、北海道地域防災計画を改正（R7.1） ○　ホームレスの方々は、全国、道内ともに減少傾向であるが、失業による住居の喪失や借り入れの返済に苦慮する事例が増加しているほか、女性や障がいのある方への支援ニーズも高まっている ○　SNSやインターネット利用の普及による人権侵害が深刻化【再掲】	ソ　その他 オ　部落差別（同和問題） ス　北朝鮮当局によって拉致された被害者等	前述の他にも人権問題が依然として存在していることから、それぞれの人権課題における普及啓発の対応が必要。